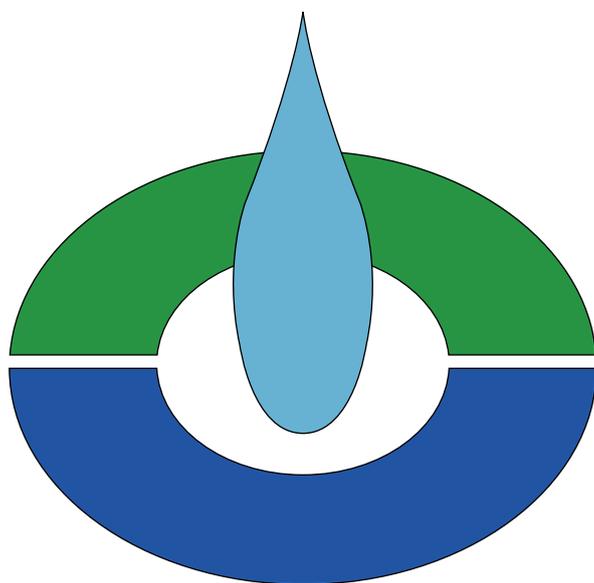


高知県環境基本計画 第二次計画



高知は地球の循環モデル
～空・山・川・海みんなともだち～

平成20年11月

高 知 県



高知県環境基本計画第二次計画

編集・発行（平成 20 年 11 月）

高知県文化環境部文化環境企画課

〒780-8570

高知市丸ノ内 1 - 2 - 2 0

電話（0 8 8） 8 2 3 - 9 7 9 1

FAX（0 8 8） 8 2 3 - 9 2 9 6

E-mail:143101@ken.pref.kochi.lg.jp

URL:<http://www.pref.kochi.jp/~bunka/bunkankikaku/>

はじめに

本県は、全国一の日照時間を誇る青い空、豊かな緑の森林、四万十川や仁淀川に代表される清流、そして黒潮洗う太平洋など、すばらしい自然環境に恵まれています。これらは、私たちが次の世代へと引き継いでいくべき、かけがえのない大切な財産です。



しかしながら、今、私たちを取り巻く環境に目を向けたとき、大気汚染や水質の悪化、廃棄物の増加、そして過疎化・高齢化が進む中山間での農地や森林の荒廃など、日常生活の安全安心の基盤そのものを脅かす状況に直面しているという現実があります。

特に近年は、温室効果ガスによる地球温暖化が進行し、世界的にも気候変動による影響が顕在化しています。豪雨や干ばつなど異常気象の増加、生物多様性の喪失、そして食糧生産や感染症への影響など、温暖化は、私たちの健康や社会生活にとって大きな課題となっています。

こうしたなか、このたび策定しました「高知県環境基本計画（第二次計画）」は、これからの本県の環境の保全と創造に関する基本計画です。

「高知は地球の循環モデル ～空・山・川・海みれなともだち～」というサブタイトルにも表れていますように、本県は、豊かな自然環境に囲まれています。空から恵みの雨が降り、森林を育て、清流となって流域を潤しながら太平洋に至り、また雨になるべく空に上っていく、このような地球の循環の仕組みの全ての過程を、本県では、身近に実感できるのです。

私たち一人ひとりが、日々の生活のなかで、こうした地球の循環を意識しながら、低炭素社会・循環型社会づくりに取り組んでいくことで、自然との共生と調和が図られた、高知県ならではの先進的な環境づくりができます。

本県では、これまでも、豊かな森林資源を生かし、環境保全に取り組むため、森林環境税の導入や環境先進企業との協働の森づくりなどの全国に先駆けた事業を創設し、間伐による森林の整備やCO₂削減の仕組みづくり、地域の活性化にも着目した取組を進めてきました。

今後とも、低炭素社会のトップ・プランナーとして、常に新しい視点を持って、環境に関する施策を総合的かつ体系的に展開し、県民の皆様とともに、本県の豊かな自然環境を守り育て、併せて地域の活性化につなげていく、そのような高知県版の地球環境循環モデルをつくり上げていきたいと考えています。

皆様の一層のご支援とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

平成 20 年 11 月

高知県知事 尾崎 正直

目次

第1章 計画の基本構想

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の対象	2
3 計画の期間	2
4 計画の基本目標（テーマ）	3
5 計画の構成	3

第2章 環境をめぐる動向

1 国際的な動向	4
2 我が国の動向	4
3 本県の動向	6

第3章 計画の到達目標と施策の方向性

1 本県の到達目標	12
2 到達目標の具体像	13
3 目標達成のための基本的な方向性	14

第4章 環境の保全及び創造に関する施策の展開

1 地球温暖化への対策	20
2 循環型社会への取組	23
3 自然環境を守る取組	26
4 これからの環境ビジネスの振興	30
5 環境学習の推進とネットワークづくり	33
○各分野の数値目標一覧	35

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制	36
2 計画の進行管理	38

参考資料

1 事業体系表	42
2 本県の現状	43
3 用語の解説	49
4 高知県環境基本条例	60
5 高知県環境審議会委員名簿	67

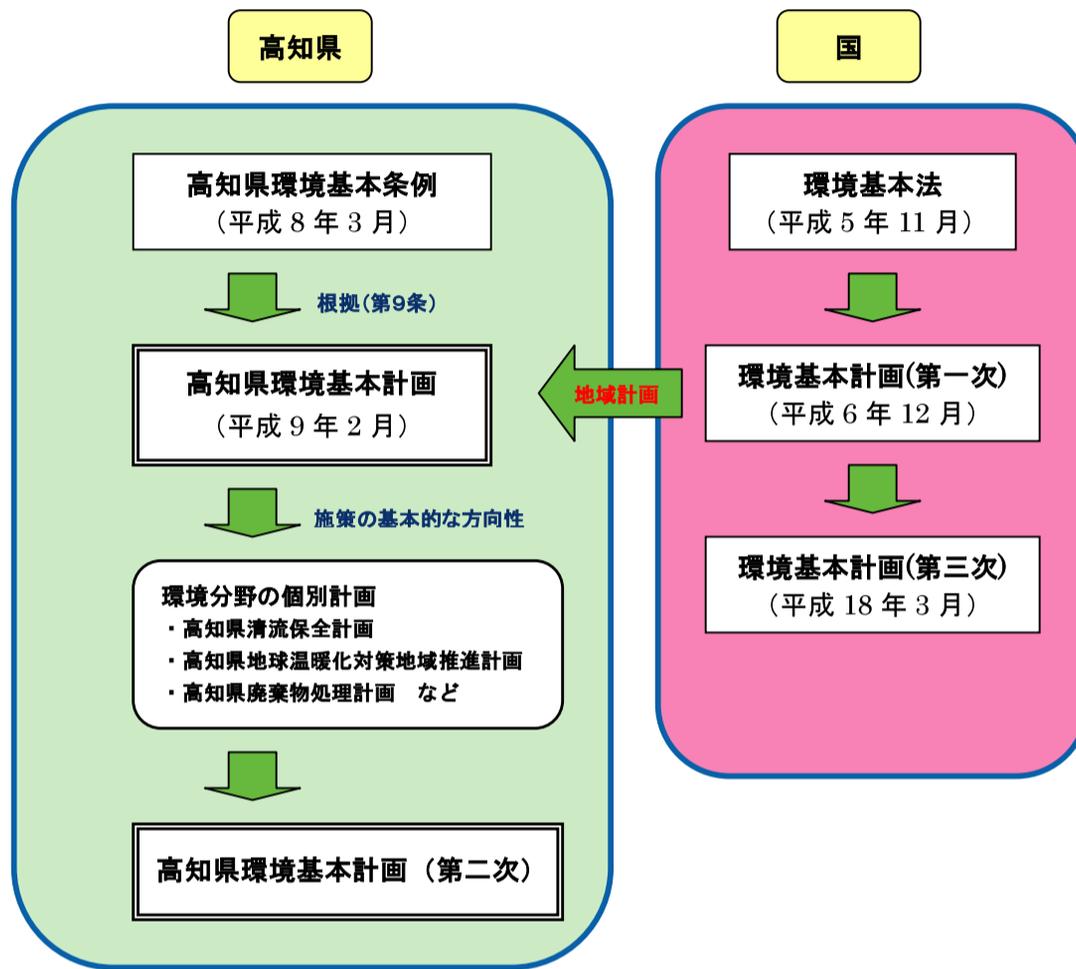
第1章 計画の基本構想

本計画は、平成9年2月に策定した第一次計画の期間終了を受けて、第二次計画として新たに策定するものです。

1 計画策定の趣旨

- 「高知県環境基本計画」は、「高知県環境基本条例（平成8年3月26日条例第4号）」第9条の規定に基づき策定される、本県の環境の保全及び創造^{*1}に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画です。
- 本計画は、県のめざす環境及び社会の将来像を明らかにして、その実現に向け県民や事業者、行政等の地域社会を構成するすべての主体が共通の認識のもとに、環境の保全及び創造に取り組むための基本的な方向性を示します。
- 本計画は、国の環境政策上の地域計画としての役割も担います。また、地球温暖化対策や自然環境の保全、廃棄物・リサイクル対策等の各分野別の具体的な施策や目標等は、それぞれの個別計画として定められますが、これらの個別計画は本計画の実施計画としての位置付けとなります。（図-1）
- 取組の方向性や主要な施策等の基本的な事項については、地球温暖化対策や循環型社会^{*2}の構築といった第一次計画の策定以降に対策が急務になってきた課題への対応や、県民やNPO等の環境活動への参加・協働といった新たな視点を加えています。
- 長期的な到達目標を設定し、めざすべき将来像及びその実現のための明確な方向性を示します。また、計画期間は短期に設定し、施策を重点化し、的を絞った施策を展開することで計画の実効性を高めることをめざします。
- 各施策については、定期的に進捗状況の点検及び評価を行い公表します。

(図-1)高知県環境基本計画の位置付け



2 計画の対象

○ 計画の対象地域は高知県全域とし、対象は次の5つの分野とします。

- ①地球温暖化への対策
- ②循環型社会への取組 (3Rの推進等)^{*3}
- ③自然環境を守る取組
- ④環境ビジネスの振興^{*4}
- ⑤環境学習の推進とネットワークづくり

3 計画の期間

○ 計画の期間は、21世紀の第一四半期である2025年(平成37年度)を到達目標として見通しつつ、平成22年度までの3年間とします。

4 計画の基本目標（テーマ）

高知は地球の循環モデル ～空・山・川・海みんなともだち～

- 全国に誇る豊かな森林資源を活用し、CO₂^{*5}の削減のための仕組みづくりや技術開発などを、「低炭素社会^{*6}のトップ・プランナー」として全国に発信できるよう取り組んでいきます。
- 温室効果ガス^{*7}の排出量を1990年の基準年比で6%削減するという、京都議定書^{*8}において我が国に義務付けられた目標を確実に達成するため、地域発の地球温暖化対策^{*9}を積極的に講じていきます。

（1）「低炭素社会のトップ・プランナー」

本県では、全国に先駆けて「森林環境税^{*10}」の導入や環境先進企業との協働による森林整備の仕組みづくりの創設など、いち早く取組を進めてきました。

今後、「低炭素社会のトップ・プランナー」として、更にCO₂の削減のための仕組みづくりや技術開発など、本県発の情報・技術の発信に積極的に取り組み、我が国の地球温暖化対策への確実な貢献をめざします。

（2）環境ビジネスの振興」

全国一の森林^{*11}率の森林や四万十川、仁淀川などの清流、更には全国一の日照時間^{*12}など豊かな自然資源を活用した、本県ならではの新たな環境ビジネスに関する技術開発やその振興に向け、積極的に取り組んでいきます。

5 計画の構成

第1章：計画策定の趣旨や考え方、計画期間等の基本的事項を示します。

第2章：環境に関する国内外と本県の動向を示します。

第3章：計画のめざす到達目標と、その実現に向けた基本的な方向性を示します。

第4章：計画期間内に優先的に取り組むべき施策体系を示すとともに、到達目標の実現に向けた具体的な施策展開を示します。

第5章：到達目標の実現に向けた計画の施策を着実に推進するため、各主体の役割や進捗管理の手法等を示します。

第2章 環境をめぐる動向

本章では、本県の環境の保全及び創造に関する施策の方向性や具体的な施策を示すうえで、踏まえるべき環境に関する国内外と本県の動向を示します。

1 国際的な動向

(1) 環境に関する認識と取組

1992年（平成4年）に開催された地球サミット^{*13}以降、世界各国が環境政策に力を入れつつあり、主要国の首脳会議においても、環境がテロや貧困等と並んで議論のテーマに取り上げられるようになりました。

また、市民意識^{*14}にも、環境に関する関心が高まり、こうした動きは、経済や社会のあり方と密接に関係するものと認識されるようになっていきます。

地球温暖化対策や生物多様性^{*15}の保全など、環境問題は国際的、かつ地域や個人での取組の必要性が高まりつつあり、特に地球温暖化対策については、京都議定書の採択・発効により、近年緊急かつ重要な課題となっています。

世界47カ国の共同提案によって採択された「持続可能な開発のための教育の10年」が2005年（平成17年）にスタートし、一人ひとりが世界の人々や将来世代、環境との関係性の中で生きていくことを認識するなど、よりよい社会づくりに参画するための力を育むことが必要との認識のもと、あらゆる主体間の連携による環境教育活動を進め、持続可能な社会の実現をめざしています。

〈 北海道洞爺湖サミット 〉

2008年（平成20年）7月に開催された北海道洞爺湖サミットでは、主要テーマである地球温暖化対策について、「2050年までに世界全体で温室効果ガス排出量を少なくとも半減させる」という長期目標を、気候変動枠組条約の全締約国と共有し、採択することを求めることが合意されました。

2 我が国の動向

(1) 環境問題への取組

国では、平成18年3月に環境基本法第15条に基づく「第三次環境基本計画」が策定され、

今後の環境政策の展開の方向として、環境と経済の好循環に加えて、社会的な側面も一体的な向上をめざす「環境的側面・経済的側面・社会的側面の統合的な向上」をテーマに掲げて、取組が進められています。

地球温暖化対策、循環型社会の構築、自然再生の推進といった分野について法制度の整備等が進んできており、特に地球温暖化対策については、京都議定書の達成に向け様々な取組が実施されています。

平成 19 年 11 月に「第三次生物多様性国家戦略」が策定され、生物多様性から見た国土のランドデザインを長期的な視点から提示するとともに、地方や民間など多様な主体の参画の必要性和 4 つの基本戦略【①生物多様性の必要性を社会に浸透させる、②地域における人と自然の関係を再構築する、③森・里・川・海のつながりを確保する、④地球規模の視野を持って行動する】がとりまとめられています。

(2) 環境に関する企業活動等

グリーン購入^{*16}や ISO14001^{*17}などの環境マネジメントシステム^{*18}の導入、環境報告書の作成など環境に配慮した事業活動が着実に広まってきつつあります。(表-1、表-2)

社会の持続可能な発展が、企業活動の継続や競争力向上の条件になるとの考え方から、企業等において環境保全活動など社会的責任(CSR)活動^{*19}(CSR=Corporate Social Responsibility)への理解が深まってきています。

(3) これからの国の主要な政策

北海道洞爺湖サミットに先立ち、平成 20 年 6 月 9 日に福田首相は、日本が取り組むべき温暖化対策(いわゆる“福田ビジョン”)を示しました。ここでは、「低炭素社会への転換」とともに、排出量取引^{*20}制度の試行的実施や、長期目標として「2050 年までに 2005 年比で温室効果ガスを 60-80%削減する」ことなどが表明されています。

これを受けて政府では、「低炭素社会づくり行動計画」を平成 20 年 7 月に閣議決定し、革新的技術開発や既存先進技術の普及、国全体を低炭素化へ動かす仕組みづくり等について、具体的な目標や施策を明らかにしています。

一例を挙げると、この低炭素社会づくり行動計画では、2020 年を目途に「ゼロ・エミッション電源^{*21}」の割合を 50%以上にするために、太陽光発電^{*22}の導入量の増大や発電システムの価格半減、風力、水力発電などの一層の推進など自然エネルギーの導入を促進する目標が示されています。

〈 環境モデル都市の募集・選定 〉

平成 20 年 4 月、巨匠「環境モデル都市」の募集を行いました。

環境モデル都市は、世界の先例となる「低炭素社会」への転換を進め、国際社会を先導していくという政府の方針を受けて、「都市と暮らしの発展プラン」に位置付けられた取組です。

この事業では、温室効果ガスの大幅な削減など低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする提案であることや、先導性・モデル性、実現可能性などの基準が設けられており、全国で 82 件の応募があり、6 団体が選定されました。（本県からは 3 団体が応募）

また、今後、アクションプランの策定過程で基準を満たしうる団体として、本県の穂原町を営む 7 団体が環境モデル候補都市とされ、追加選定の候補となりました。

（表 - 1） グリーン購入の実施企業数及びその割合

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
件数	1450	1660	1692	1448	1508	1686
%	50.0	55.9	60.5	57.4	56.0	60.8

（表 - 2） 環境報告書を作成・公表している企業数及びその割合

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
件数	579	650	743	801	933	1049
%	20.0	21.9	26.6	31.7	34.7	37.8

出典：平成 18 年度環境にやさしい企業行動調査（環境省）

3 本県の動向

（1）環境に関する条例、計画など

本県では環境に関する様々な条例を制定し、或いは環境に関する各種計画、指針等を策定して、環境に関する諸課題の解決を図ってきています。（表-3・4）

環境に関する計画等については、「高知県環境基本条例」に基づき、平成 9 年 3 月「高知県環境基本計画」を策定し、高知県の環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ具体的に進めてきました。

個別の環境分野においても、「仁淀川清流保全計画（平成 11 年）」や「高知県廃棄物処理計画（平成 19 年）」など、自然環境や生活環境の保全と創造のための計画等を策定し、施策を進めてきました。

(表 - 3) 環境に関する条例

条例名	制定年月日
高知県立自然公園条例	昭和 33 年 3 月 31 日
高知県公害防止条例	昭和 45 年 4 月 1 日
高知県公害紛争処理条例	昭和 45 年 10 月 28 日
高知県自然保護基金条例	昭和 46 年 10 月 15 日
高知県自然環境保全条例	昭和 48 年 10 月 19 日
高知県清流保全条例	平成元年 12 月 21 日
高知県地域環境保全基金条例	平成 2 年 3 月 26 日
高知県環境審議会条例	平成 6 年 7 月 12 日
高知県環境基本条例	平成 9 年 3 月 26 日
高知県環境影響評価条例	平成 11 年 3 月 26 日
高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例	平成 13 年 3 月 27 日
高知県放置自動車の発生の防止及び処理の推進に関する条例	平成 13 年 3 月 27 日
高知県うみがめ保護条例	平成 16 年 3 月 30 日
高知県希少野生動植物保護条例	平成 17 年 10 月 21 日
清潔で美しい高知県をつくる条例	平成 19 年 12 月 28 日

(表 - 4) 環境に関する各種計画及び指針等

名称	作成年月	計画期間
高知県自然環境保全基本方針	昭和 50 年 3 月	—
新荘川清流保全計画	平成 6 年 3 月	平成 6 年度～15 年度
高知県環境基本計画（第一次）	平成 9 年 2 月	平成 9 年度～18 年度
ローカルアジェンダ 21 高知	平成 9 年 2 月	—
高知県地域新エネルギービジョン	平成 9 年 3 月	平成 9 年度～22 年度
仁淀川清流保全計画	平成 11 年 3 月	平成 11 年度～概ね 8 年間
安芸川・伊尾木川清流保全計画	平成 14 年 3 月	平成 21 年度を目標
循環型社会をめざすためのビジョン	平成 17 年 3 月	—
高知県清流保全基本方針	平成 18 年 3 月	—(H3.3 制定したものを変更)
高知県木質バイオマス活用プラン	平成 18 年 3 月	平成 18 年度～22 年度
高知県希少野生動植物保護基本方針	平成 18 年 6 月	—
高知県廃棄物処理計画	平成 19 年 3 月	平成 18 年度～22 年度
高知県環境保全型農業総合推進プラン	平成 19 年 4 月	平成 19 年度～23 年度
高知県森林吸収量確保推進計画	平成 19 年 7 月	平成 19 年度～24 年度
第 5 期高知県分別収集促進計画	平成 19 年 12 月	平成 20 年度～24 年度
高知県第 10 次鳥獣保護事業計画	平成 20 年 3 月	平成 20 年度～23 年度
高知県特定鳥獣（シカ・イノシシ）保護管理計画	平成 20 年 3 月	平成 20 年度～23 年度

名称	作成年月	計画期間
高知県地球温暖化対策地域推進計画（2次）	昭和20年4月	平成20年度～22年度
物部川清流保全計画	平成20年6月	平成70年度を目標

また、平成17年3月には、循環型社会のあり方や方向性について、「みんなで作る循環型社会」とするビジョンをとりまとめ、県民の先進的な環境活動から導き出される今後の方向性や、これからの具体的な取組の提案を行い、循環型社会づくりを進めてきました。

更に、「高知県地球温暖化対策地域推進計画（平成16年）」を見直し、第二次計画を平成20年4月に策定し、県民運動による温暖化防止の取組の拡大や森林吸収源^{*23}対策による温暖化防止の取組を行うことによって、新たに設定した削減目標の達成をめざしています。

また、「高知県庁環境マネジメントシステム実施要綱（平成20年）」を策定し、組織的かつ継続的にエコオフィス活動等を実施することによって、温室効果ガスの排出削減を行い、地球温暖化対策を推進しています。

（2）NPO、事業者の取組

県内のNPO（特定非営利活動法人を含む）は約500団体にのぼっており、環境分野を含めたNPOの活動が年々活発になってきています。

また、「環境活動支援センターえこらぼ^{*24}」が設置され、県民やNPO等の環境活動や環境教育に対する支援など、個人や団体の行う環境活動の基盤が整備されつつあります。

企業等の事業者による環境保全への取組も広がってきてつつあり、ISO14001等の認証取得数が徐々に増加するなど環境配慮の活発化が見られ、リサイクル製品や間伐材を利用した製品の開発や購入が行われるほか、農業分野において環境保全型農業^{*25}を進める動きも着実に進展しつつあります。

（3）先進的環境事業の取組

本県は、県土の84%を占める豊かな森林を有していますが、高齢化や過疎化の進展、木材価格の低迷等の中で、森林整備が進んでいない状況にあります。

このため、平成15年度には全国に先駆けて森林環境税を導入し、森林環境を守るための取組を始めました。

環境行政分野においても、森林環境税に足並みを合わせて、先進的事業を展開し、森林整備を進めるとともに、雇用の場の確保など中山間地域の活性化に資するための取組を進めています。

① 協働の森づくり事業

協働の森づくり事業^{*26}は、環境問題に積極的に取り組んでいる企業（環境先進企業）と地域とが協働して、森林（人工林）の再生を進めようとするものであり、「森林の再生」と「地域との交流」を目的としています。（図-2）

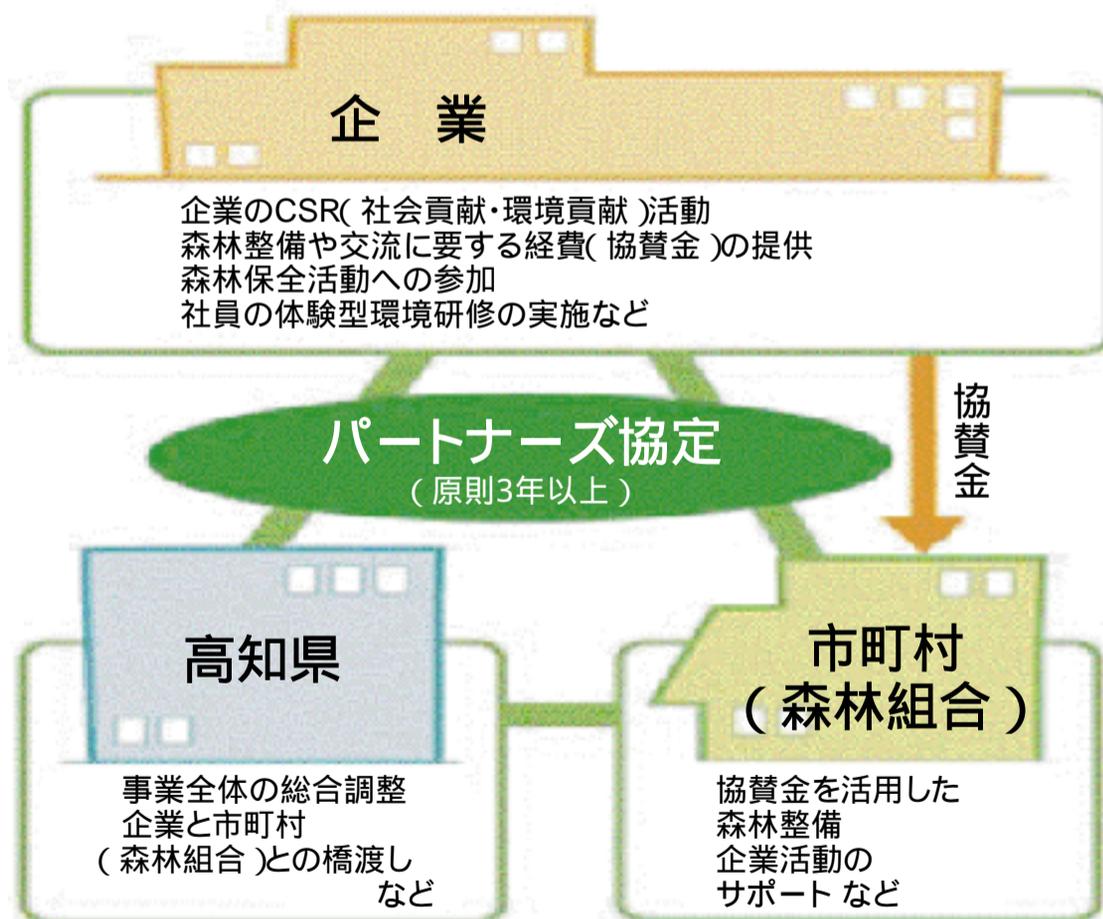
この事業は、国内でのCO₂の排出量取引制度の創設を視野に入れながら、企業の社会的責任（CSR）活動の一環として企業と地域の協働により森林整備を進める新たな取組です。

平成18年度からこれまでに、32件（平成20年10月末現在）のパートナーズ協定を締結し、市町村では協賛金をもとにした森林整備を進めるとともに、協賛企業が参加する森林ボランティア活動への支援や地域との交流行事が活発に行われています。

また、平成19年度からは、協賛企業に対して、整備された森林の「CO₂吸収証書^{*27}」の発行を行い、企業や団体のCSR活動を目に見える形にしています。

（図-2）「協働の森づくり事業」の仕組み

「環境先進企業との協働の 森林づくり事業」の仕組み



② 排出量取引地域モデル事業

この事業は、本県が発電事業者に対して、石炭の代替燃料として木質バイオマス^{*28}（林地残材^{*29}や間伐材など）の混焼を委託して行う CO₂ の国内排出削減プロジェクトです。

この事業の狙いは、木質バイオマスを石炭の代替燃料として得られる CO₂ 排出削減量をクレジット化^{*30}し、森林に資金を呼び込む仕組みづくりを行い、森林の整備を進めていこうとするものです。

平成 20 年 6 月、この事業が、国（環境省）の V E R^{*31}（Verified Emission Reduction）の基準づくりのモデル事業に選定されました。

平成 20 年度中には、この排出量取引地域モデル事業での CO₂ 排出削減量を活用して、我が国第 1 号のカーボン・オフセット^{*32}による取引が東京の企業と行われます。

（4）環境ビジネスの取組

これまで本県においては、農業が持つ循環機能を活かし、環境と調和した持続可能な農業生産を行うため、家畜糞尿などの堆肥化による循環利用の推進や天敵等を利用した I P M 技術^{*33}（Integrated Pest Management）による化学農薬の低減などの取組を行い、環境保全型農業を推進してきました。

県産材の競争力を高めるため、森林認証などによる木材・木製品の付加価値付けや消費者ニーズに即した製品の供給を行ってきました。（図－3）

また、公共工事や住宅施設での県産材利用や、林地残材などの未利用資源を活用した発電設備などの木質バイオマスエネルギー利用を推進してきました。（写真－1）

有用植物^{*34}の研究、栽培や利用技術の開発を行い、県の植物産業の振興につなげるほか、木質バイオマスボイラーの開発や燃料の安定供給など、環境ビジネスの基盤となる技術開発等の支援を行ってきました。（図－4、写真－2）

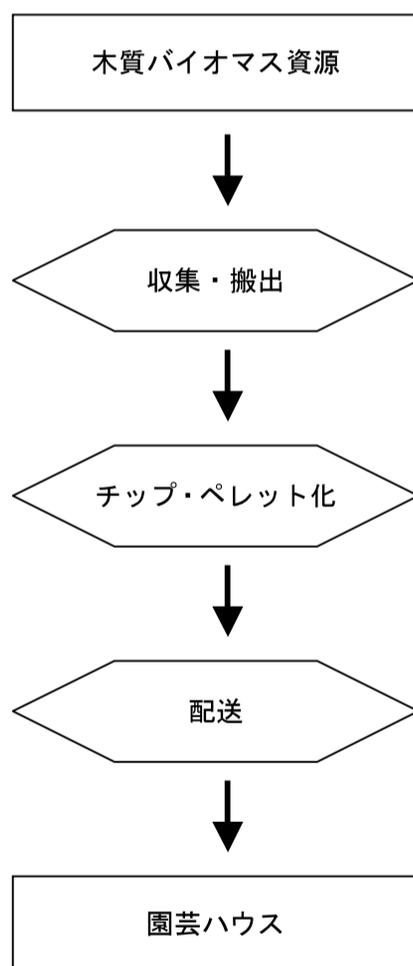
(図 - 3) 森林認証の仕組み (FSC 認証例)



(写真 - 1) 木質バイオマス発電設備 (例)



(図 - 4) 木質バイオマスの安定供給



(写真 - 2) 供給の流れ (イメージ)



造材・搬出作業



林地残材



園芸ハウス用加温ボイラー

第3章 計画の到達目標と施策の方向性

本章では、計画の基本構想や前計画の策定以降の環境に関する動向や現状を踏まえ、本計画のめざす到達目標（目標年度：2025年）を掲げ、目標の達成のための施策の方向性を示します。

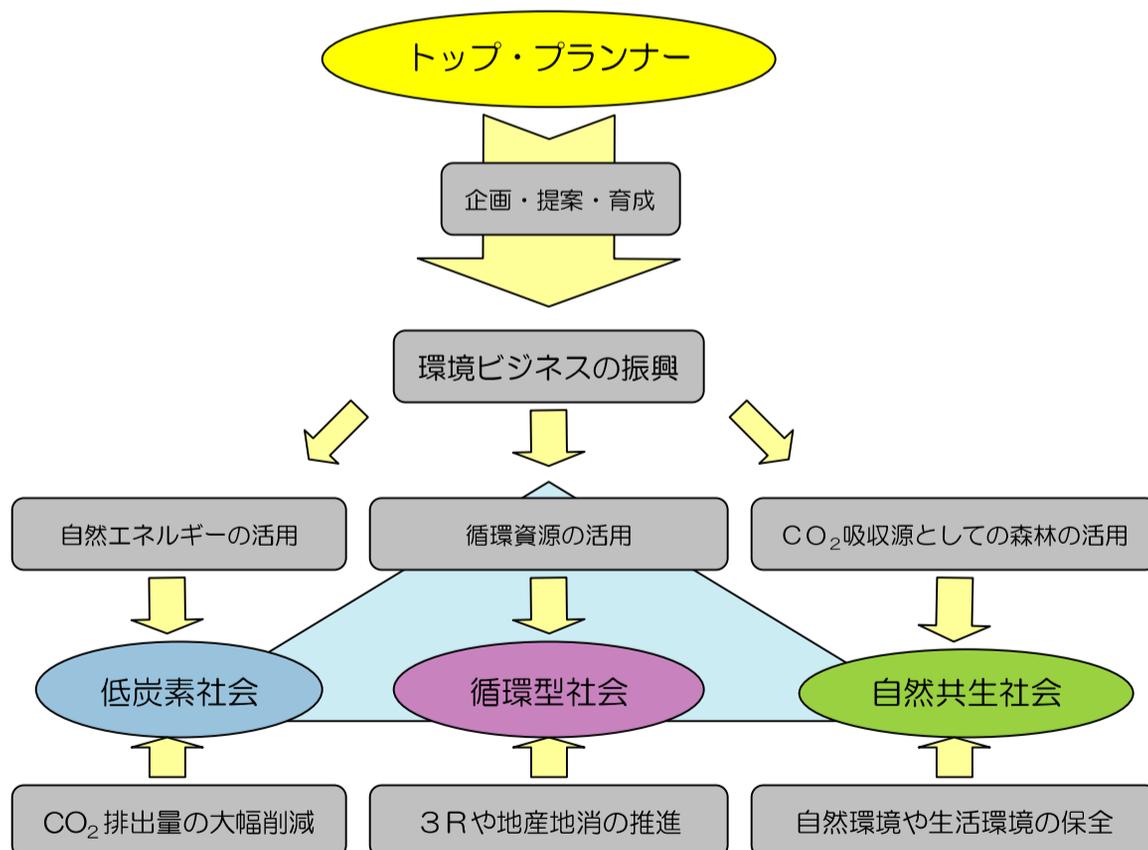
1 本県の到達目標

本計画では、低炭素社会のトップ・プランナーとして、全国に先駆けた地球温暖化対策のための様々な企画・提案などを情報発信しながら、到達目標を次のとおり定め、県全体の低炭素化へ向けた統合的な取組を進めていきます。（図-5）

- 地球温暖化対策に取り組む低炭素社会^{*4}づくり
- 環境への負荷の少ない循環型社会^{*2}づくり
- 社会の基盤となる自然環境の保全に取り組む自然共生社会^{*35}づくり

また、この「3つの社会づくり」の統合的な取組のためには、本計画の到達目標を県民や事業者、NPO、市町村など県を挙げての共通認識とすることが必要であり、各主体の参加と協働のもとに推進していきます。

（図-5）到達目標のイメージ



2 到達目標の具体像

「3つの社会づくり」の取組により達成される到達目標の具体像は、次のとおりです。

(1) 地球温暖化対策が進んだ低炭素社会

県内各地域では、木質バイオマスや風力、太陽光その他の再生可能エネルギーが、中山間地域や農村、都市部など地域特性に応じて導入されます。これらは地域の生活や産業の基盤となり、特色のある、活力のあるまちが形成されます。

森林は、CO₂の吸収源として適切で計画的な整備・管理が行われます。

人々は、日常生活及び事業活動と環境との関わりについての理解が深まるとともに技術開発が進むことにより、一般家庭及び事業活動において省エネルギー行動や地域環境への配慮活動を進んで実践するようになります。

また、地域の交通機関の利便性向上により、人々の公共交通機関の利用機会も増え、結果としてCO₂の排出量削減が進み、環境負荷の少ないまちづくりが進みます。

(2) 環境への負荷の少ない循環型社会

人々の消費行動においては、環境に配慮した商品及びサービスを選択する考え方が浸透するとともに、食の安全や環境に配慮した環境保全型農業が普及し、地産地消^{※36}が進められます。企業においても、環境へ配慮した取組が進んでいます。

廃棄物の発生抑制及びリサイクルへの取組が、活発に展開されています。

また、再生利用技術、環境への負荷の少ない処理技術等の開発及び普及により資源循環型社会の構築に向けた取組が一層進んでいます。

県民の環境意識の高まりから、幅広い年齢層の参加による環境学習を通して環境の保全及び創造に取り組むNPOが増え、その活動に参加する県民や活動を支援する事業者も増えています。また、NPOと県民、事業者、行政機関等が連携しながら地域の特性を活かした環境保全活動が進められます。

(3) 社会基盤となる自然環境の保全が図られた自然共生社会

健康でこころ豊かな暮らしが地域固有の自然環境の上に成り立っているとの意識が定着し、人々は自然と共生した暮らしの実現に向けて、様々な努力をするようになっていきます。

自然環境を大切にす意識や行動の変化が、森林をはじめ、県内に生息する多様な野生動物等を保護・管理することの必要性や、身近に広がる水田及び河川、里地里山^{*37}、沿岸海域などが生物多様性に果たしている役割の重要性を理解することにつながり、将来にわたり自然環境が適切に維持されます。

(4) 低炭素・循環型社会と自然共生社会をつなぐ環境ビジネスの進展

3Rの促進による廃棄物の発生抑制や資源の効率的な循環など低炭素・循環型の地域づくりとともに、森林の計画的な整備・管理や清流の保全活動などを通じた豊かな自然環境が保全されることにより、CO₂の削減や自然環境の保全に関連する環境ビジネスが質的・量的に拡大していきます。

また、産・学・官の連携が高まり、環境ビジネスの創出や育成・支援等が進み、地域経済が活性化していきます。

3 目標達成のための基本的な方向性

到達目標に向け、めざすべき将来像を実現するための施策の方向性について、計画の5つの対象分野ごとに整理すると次のとおりです。

(1) 地球温暖化への対策

地球温暖化対策は21世紀における人類的課題であり、このまま放置することは将来深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、増加傾向にある温室効果ガスの排出量を継続的に削減し、京都議定書において我が国の国際約束として義務付けられ、第1約束期間（2008年～2012年）までに基準年（1990年）比で6%削減することが必要です。

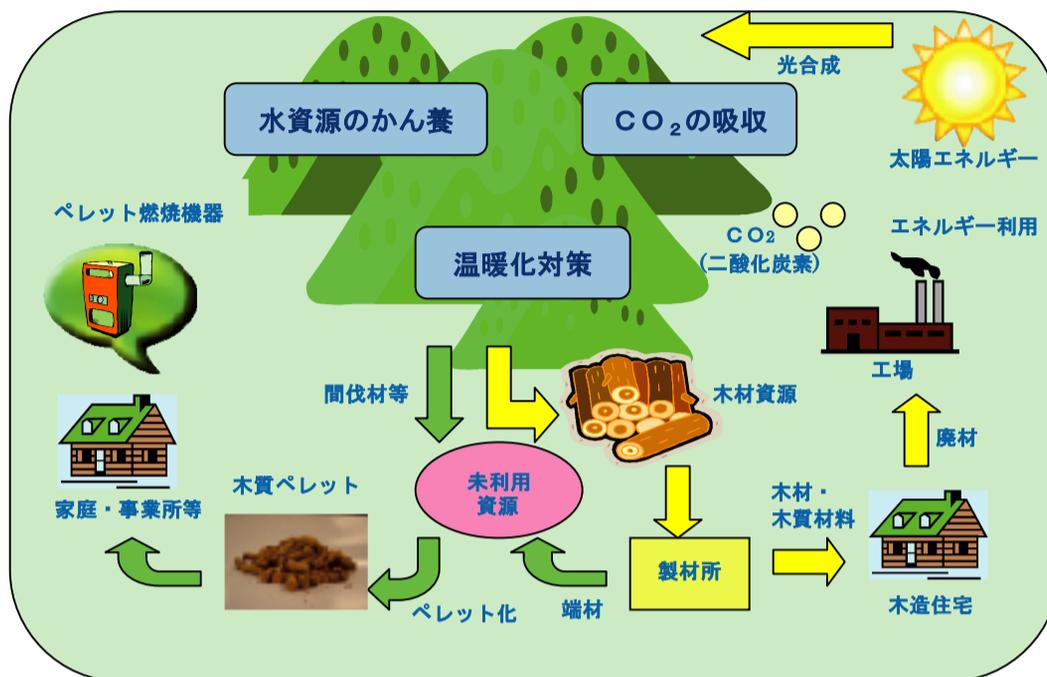
そのためには、あらゆる主体がそれぞれの役割分担のなかで、地球温暖化防止に向けた取組を最大限推進することが必要です。

「高知県地球温暖化対策地域推進計画（2次）」に基づく森林吸収源対策の推進や、木質バイオマスエネルギーの有効利用による資源の循環利用を推進します。（図-6）

特に、民生部門については、地球温暖化問題の現状や取組方法等について県民へ普及啓発を図るとともに、公共交通機関の利用促進や省エネルギー化、再生可能エネルギー利用促進などの温暖化防止活動を支援し、県民や事業者、NPO、市町村などと連携・協働しながら県民運動として温室効果ガスの削減に努めます。

こうした取組によって、本県における温室効果ガスの排出量を2010年（平成22）年までに、基準年である1990年（平成2）年比で6%削減することを目標とします。

(図 - 6) 森林の保全と木質バイオマスのエネルギー利用 (イメージ)



(2) 循環型社会への取組

循環型社会では、特にゴミ問題について、リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）という優先順位で取り組むこと（3R）が基本です。

不要な物を家庭や事業所に持ち込まない、排出時は分別を徹底する、そして出されたゴミは資源として循環させ、各分野で有効活用していくことは循環型社会を実現していくうえでもっとも大切な取組です。

家庭や事業所などでのゴミの削減、市町村における資源ゴミの分別収集の促進、また、リサイクルプラザ（資源化施設）などの広域的な整備などについて、県民の生活スタイルの見直しや各種リサイクル法に基づく取組、処理施設の適正な管理・運営等を推進していきます。

また、本県の自然環境や農村環境の保全、消費者の安全・安心志向に応えることは、農業生産現場において重要な課題です。

この課題に総合的に取り組んでいくため、天敵等を活用したIPM技術など、これまで全国に先駆けて取り組んできた特色ある環境保全型農業の技術を県内全域に普及・定着させることにより、本県の農業全体を環境保全型農業へ転換し、環境保全型農業のトップランナーをめざします。

(3) 自然環境を守る取組

豊かな自然環境を保つことは、生態系の保全やCO₂ 吸収機能の増進、水資源の^{*38}かん養などを通じて県民生活の安定を支えるのみならず、農林水産・観光など多様な産業の基盤となる資源や地域固有の生活、文化を育む上から、重要な取組です。県内の優れた自然環境を山・川・海といった大きな循環や人々の暮らしとのつながりの視点から保全・再生します。

森林の整備や木材利用の推進、流域一体となった清流の保全、希少野生動植物や野生鳥獣の保護管理、自然公園の適正管理に努めるとともに必要に応じて自然の再生を行います。

これらにより県内に生息する多様な野生動植物を保護し、生物多様性の確保及び自然との共生を図ります。

また、田畑や山林などの人々が農山漁村で生活することにより維持されてきた二次的な自然についても、生活環境の改善やライフスタイルの見直しにより過疎化が抑制されることで、人間と自然との共存を図ります。

(4) 環境ビジネスの振興

環境保全に資する製品やサービスを提供する環境ビジネスの導入及び創出は、低炭素社会の実現や、環境への負荷の少ない循環型社会づくりを進めるうえで、非常に重要な役割を果たすとともに、地域経済の活性化や雇用の確保にも大きく寄与するものです。

これからはより一層、本県の豊かな自然資源を、単なる一つの分野や地域毎の単体として捉えるのではなく、様々に組み合わせて最大限に利活用し、新たな環境ビジネスの導入や創出に取り組み、産業振興につなげることが必要です。

① 地球温暖化対策と自然エネルギー

太陽光、風力、木質バイオマスなどの自然エネルギーは、石油、石炭、天然ガスなど化石燃料の代替エネルギーとして注目されているエネルギー源であり、再生可能なエネルギーという観点から見た場合、枯渇する心配がなく、CO₂ 排出量がほとんどゼロという利点があります。

自然エネルギーの導入は、化石燃料などに比べると、まだコストが高いという課題もありますが、地球温暖化対策にもつながることから、研究開発が積極的に行われています。

国の「低炭素社会づくり行動計画」では、風力発電等の一層の推進とともに、太陽光発電については、めざすべき姿として導入量を2020年に10倍、2030年に40倍にするとともに、3～5年後に太陽光発電システムの価格を現在の半額程度に低減するとされており、住宅、産業、公共等の部門への太陽光発電の設置等について思い切った支援策を講じるとされています。

今後は、国の動向を踏まえながら、自然エネルギーの積極的な導入を図っていくことが必要です。

② リサイクル産業の振興

県では、産業廃棄物などの循環資源を利用した県内リサイクル製品の認定制度を実施し、それを公表するなどの方策により、県内のリサイクル製品の普及とリサイクル事業者の育成に努めています。(図-7)

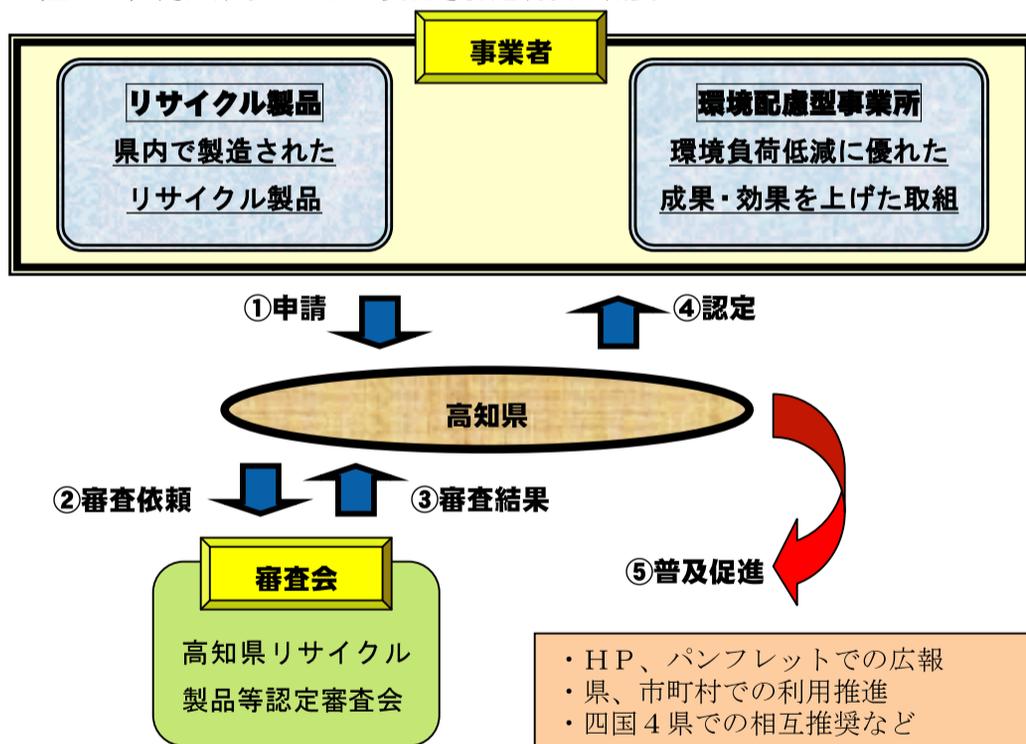
しかしながら、県内リサイクル製品は、品種に限られること、価格が相対的に割高であることなど課題も多く、県内に広く普及するまでには至っていません。

一方で、環境負荷の低減に資する物品、役務の調達に、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)により、その推進が求められています。

今後は、サービスの購入に際して、環境配慮の価値が正しく評価される社会の仕組みが構築される必要があり、市町村や事業者、そして県民に対して、情報提供と普及啓発を一層推進していきます。

また、県内のリサイクル関係事業者に対して、環境への負荷の少ない製品やサービスが豊富にかつ安価に提供できる技術やシステムづくりへの支援など、環境ビジネスにつながっていくような取組を進めていくことが求められています。

(図-7) 高知県リサイクル製品等認定制度の概要



③ 自然環境の保全と環境ビジネス

県内の中山間地域において、自然環境を保全するとともに、これに関連した環境ビジネスの育成・創出を図ります。

地域の企業やNPO、県民等の主体が連携・協働し、間伐などによる森林の適正な管理や木質バイオマスの地域循環利用等を通じて中山間地域の維持、活性化に努めるとともに、清流の保全とエコツーリズムによる流域振興など、地域の資源を活かした環境ビジネスモデルを確立し、地域経済の活性化や自立を通じた環境保全事業を推進します。

また、近年高まりありつつある企業の社会的責任（CSR）を背景とした地域環境保全活動との協働など、各主体との新たな協働の形による環境保全に取り組みます。

(5) 新たな環境ビジネスに向けて

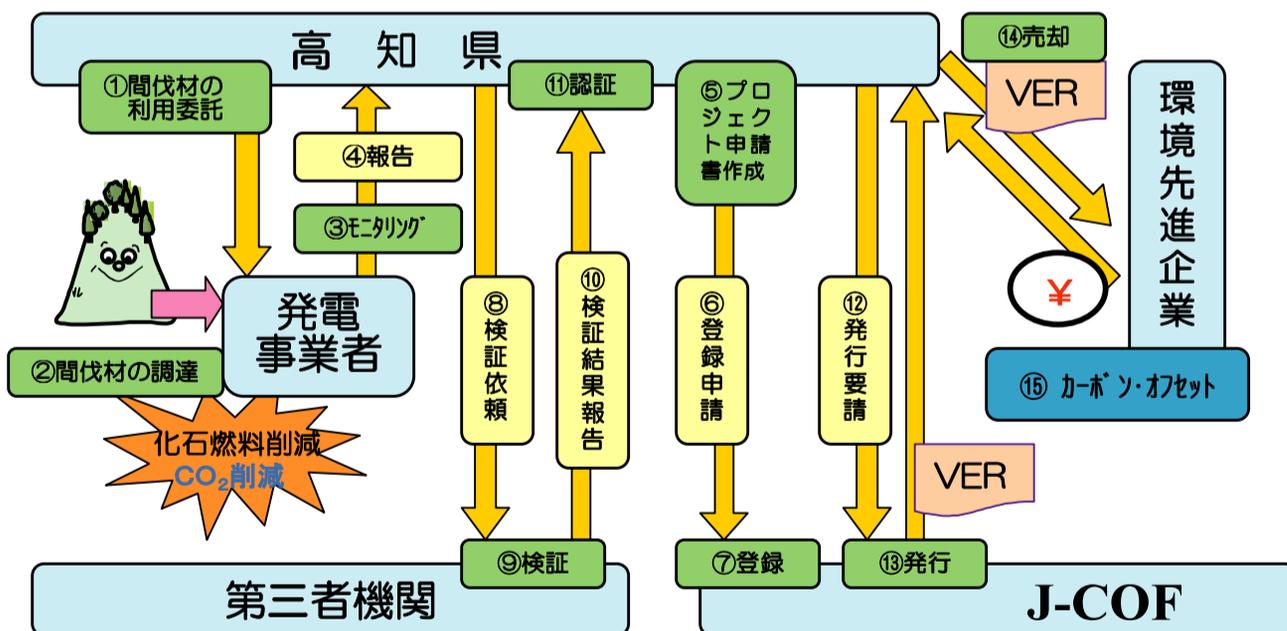
① 「排出量取引地域モデル事業」を契機とする環境ビジネス

本県では、地球温暖化対策の要であるCO₂削減を図るため、独自に「排出量取引地域モデル事業」に取り組んできましたが、これが平成20年6月、環境省「国内排出削減プロジェクトからのVER認証・管理試行事業」として採択されました。（図-8）

この事業は、我が国で初めての試みであり、「低炭素社会におけるトップ・プランナー」を標榜する本県を象徴する先駆的・モデル的事业です。

今後は、このモデル事業において、VER発行における第三者機関の認証基準や証書発行の手続きのスキームが策定されることとなっており、これを契機として、県としても排出量取引を大きなチャンスとして捉えて、新たな環境ビジネスの導入の可能性について検討を進めていきます。

(図-8) 排出量取引地域モデル事業 (イメージ図)



② 「協働の森づくり事業」の拡充

企業、個人や公的主体が、自分で削減できなかった排出量について、自然エネルギーな

どの活用により削減されたCO₂で相殺する「カーボン・オフセット」が、市場メカニズムを活用した温暖化対策の有効な手段として注目されており、自主的な取組として企業の関心が増えています。

また、平成20年2月には、「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)」が、環境省から示されています。

このオフセットの対象となるクレジットとして、我が国の国際約束の遵守に資する森林クレジットが活用できるよう「国内森林吸収量取引制度^{*40}」を設け、それによる資金を森林整備に投資することにより地域活性化につなげる仕組みを構築しようとする動きも出てきています。

このような動きにあわせて、現在の「協働の森づくり事業」についても、CO₂吸収証書をカーボン・オフセット取引に活用できるように、質的、量的な転換を図り、森林整備をより一層進めることにより、森林再生はもとより地域雇用につなげ、中山間地域の活性化の糸口となるよう取り組んでいきます。

さらに、この事業の目的の一つである協賛企業と地域との交流も活発になってきていることから、事業の拡充に合わせ、エコツーリズムなどの観光振興、地域振興を図る仕組みづくりを検討し、地域の活性化につなげていきます。

(6) 環境学習の推進とネットワークづくり

環境問題は、私たち一人ひとりの日常生活や社会経済活動のあり方にも大きな関わりがあることから、多くの県民が環境問題に関心を持ち、それぞれの立場でできる環境に優しい取組を実践することは、地球温暖化対策や循環型社会の構築への基盤となります。

「環境活動支援センターえこらぼ」は、県民挙げての環境活動を支援するためのNPO法人として平成18年4月に発足し、環境教育・環境学習^{*41}の拠点として県民への環境活動の支援や各団体とのネットワークづくりを積極的に行っています。(写真-3・4)

県民の環境活動の拠点及びサポート体制は、これまでの取組により一定整備されたことから、今後はさらに、地域における環境活動の相互連携や協力を深め、ネットワーク化を図ることや、環境学習を総合的・体系的に推進するための基本的な方針を策定し、県民の環境活動を活発化するための基盤づくりを行います。

(写真-3) 環境学習の様子



(写真-4) 環境活動見本市の様子



第4章 環境の保全及び創造に関する施策の展開

計画に掲げる将来像を到達目標（2025年）に向かって実現するためには、計画の対象分野ごとの方向性に沿って、各施策や事業を展開することが必要です。

本章では、計画に掲げる将来像の実現に向けた第一段階として、到達目標を見通しつつ、かつ本計画期間内において優先的に取り組むべき施策の展開を掲げます。

1 地球温暖化への対策

県では、京都議定書の削減目標である温室効果ガスの排出量マイナス6%を新たな県の目標とする「高知県地球温暖化対策地域推進計画（2次）」（平成20年4月）を策定しました。

この計画では、県民の生活や事業活動に伴う温室効果ガスの排出削減目標を定め、県民運動として県民一人ひとりの日常生活の見直しに取り組むとともに、森林の活用によるCO₂削減のための仕組みづくりや自然エネルギーの導入促進など、本県の地域特性にあった地球温暖化対策を推進していきます。

（1）県民会議の設置（県民運動による温暖化防止の取組の拡大）

県民一人ひとりの意識を高め、行動につなげることが重要なことから、啓発活動や行動を促すための仕組みづくりを実施するために、県民、事業者、行政等が連携・協働して、県民総ぐるみによる地球温暖化防止活動を推進する高知県地球温暖化防止県民会議（以下「県民会議」という。）を立ち上げ、県民運動を展開していきます。（図－9）

具体的には、次のとおり重点的な取組を行っていきます。

① 温暖化防止の普及啓発・人材育成

県民会議や高知県地球温暖化防止活動推進センター^{*42}などを通じて、学校等の環境学習や地域での勉強会を開催するなど、具体的なCO₂削減行動に関する普及啓発を行います。

また、県民運動として、より一層の地球温暖化防止活動を推進するため、市町村との連携を強化し、地球温暖化防止活動推進員や省エネマイスター^{*43}等の人材の育成を行います。

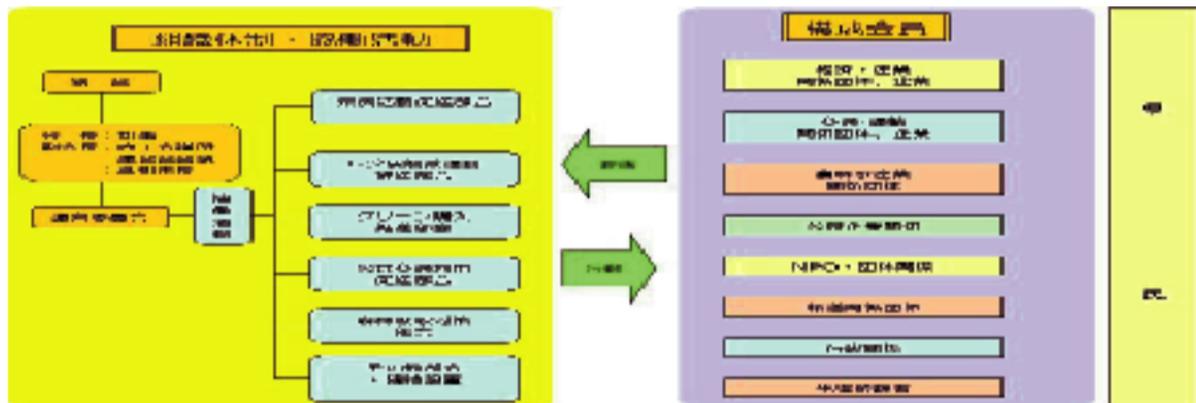
② 省エネルギー対策

県施設の省エネ化などのエコオフィス活動について、新たに構築した環境マネジメントシステムをすべての庁舎へ導入することで、目標達成に向け組織的・継続的に推進します。また、市町村や事業者への導入促進を図ります。（図－10）

③ エコポイント制度の導入

県民や事業者の行うCO₂排出削減行動に対し、ポイントを付与し個人や地域に還元することや県産材を住宅などに利用することで、CO₂を固定化するなど削減効果を見える化^{*44}し、環境配慮行動への意欲を促す仕組みの導入を図ります。(図-11)

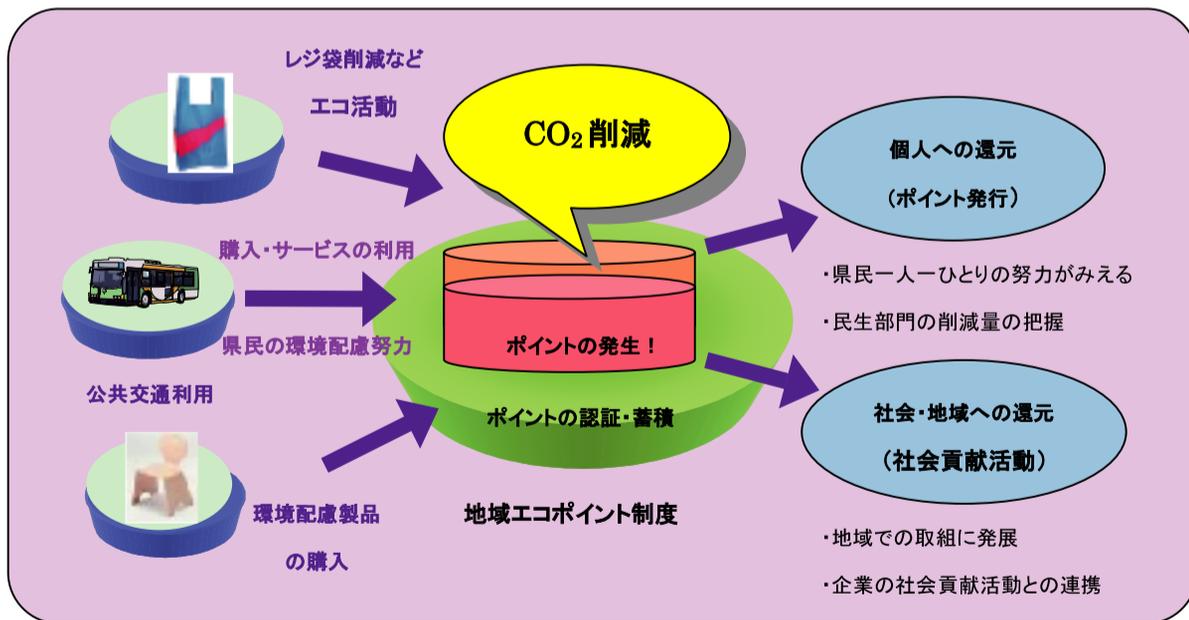
(図-9) 高知県地球温暖化防止県民会議



(図-10) 高知県庁環境マネジメントシステム



(図-11) エコポイント制度 (イメージ)



(4) 公共交通機関の利用促進によるCO₂の削減

① 公共交通機関の利用拡大

環境やまちづくりなどの幅広い視点から、環境負荷の低い鉄道、バスなどへの利用の転換や拡大を図るため、パークアンドライド^{*47}やノーマイカーデーの推進など、公共交通機関を将来にわたり維持していくことにより、CO₂の削減につなげていきます。

② 国のモデル事業の導入支援

国の「省CO₂型都市づくりのための面的対策推進事業」に採択された民間事業者が行う「公共交通ICカード・エコポイント事業^{*48}」について、その円滑な導入や運営を支援することにより、利用者の利便性の向上を図りながら、CO₂の削減にむけた意識づくりを高めていきます。

2 循環型社会への取組

循環型社会とは、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動の仕組みを見直すことにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会です。

この循環型社会を実現するためには、製品等の廃棄物等の発生抑制、並びに製品等の適正な循環的な利用の促進、及び循環的な利用が行われない循環資源の適正な処分（廃棄物としての処分）の確保等が必要です。

このため、県では、循環型社会づくりのビジョンとして「みんなでつくる循環型社会（平成17年3月）」を策定し、県、市町村、事業者及び県民の適切な役割分担の下に、ゴミの3Rの推進など循環型社会への取組を進めてきています。

(1) ゴミの3Rの推進

私たちが使う製品は、資源の採掘や製造、流通、廃棄物の処分と、膨大な環境への負荷をかけて作られています。何を購入し、どのように使い、再生・処分するかの一連のサイクルに環境配慮を優先することや、ゴミを少なくするライフスタイルを進めていくことが重要です。

そのため、ゴミの3Rについて、リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）の順で優先的に取り組みます。

① ゴミの発生抑制

事業者においては、製造から販売までのすべての段階で廃棄物の発生抑制に努めること、消費者においては必要な物だけを購入すること、使い捨てではなく長く使えるものを使っ

ていくことなど、環境にやさしいライフスタイルの実践を呼びかけ、ゴミの発生抑制を推進します。

また、廃棄物の削減や地球温暖化防止など、県民の意識を高め、削減効果も高める手段として、レジ袋等容器包装ゴミの削減に向けた取組を事業者やNPO、行政等と連携しながら推進します。(写真-5)

② 分別収集や再生利用

県民や事業者によるグリーン購入やリサイクル製品の利用、各種リサイクル法に基づく分別収集や再生利用を推進します。

③ 3Rのネットワーク化

循環資源の情報共有を図るため、廃食油の燃料化や食品残渣の堆肥化など、地域での事業者や県民が実施する3Rの取組をネットワーク化して推進します。

(写真-5) 環境にやさしい買い物キャンペーンポスター



(2) ゴミの適正処理や不法投棄・散乱ゴミ対策

県土美化に向け、地域の美化活動を県民運動として取り組むとともに、廃棄物の適正処理指導や県内の不法投棄を防止する啓発を行うなど、環境保全に対する意識を高めていきます。

① 県民一斉美化活動

地域の美化運動を実施する活動団体に対し、助成などの支援をします。

また、「清潔で美しい高知県をつくる条例（平成19年12月28日施行）」に基づき、毎年2月を県民一斉美化活動月間と定め、この時期を中心に県民へ広く美化活動を呼びかけるとともに、清潔で美しい県土づくりは自らが行うという意識の下に、市町村やボランティア団体、企業等と連携し、一斉美化活動を行います。（写真-6）

② 不法投棄対策

県民等に対する不法投棄の防止についての普及啓発や環境教育を充実させるため、各福祉保健所のブロックごとにある「産業廃棄物等連絡協議会」を活性化させるなど、地域住民団体とのネットワーク化を行い、効果的な対策やその情報交換を図ります。

また、これまでの不法投棄の撤去や防止活動から環境美化へ拡大し、地域ごとの課題解決をめざします。（写真-7）

③ 産業廃棄物の適正処理

産業廃棄物の排出事業者及び処理業者について監視、指導を行い、産業廃棄物の適正処理や産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度の徹底を図ります。

④ 「エコサイクルセンター」の施設整備

財団法人エコサイクル高知が行っている「エコサイクルセンター」施設整備を支援します。

（写真 - 6）一斉美化活動の様子



（写真 - 7）不法投棄現場の様子



3 自然環境を守る取組

本県の優れた自然環境を保全し、次世代に伝えていくためには、森・川・海を守る取組を総合的に進めるとともに、環境や生態系に配慮した適切な農・林・漁業活動の推進や里山の保全などを行うなど、自然の資源を持続可能な利用としていくことが必要です。

また、生物の生息・生育空間が保全された生態系ネットワークの維持・形成を図るとともに、希少野生動植物の保護対策を進めていくことが必要です。

(1) 森林環境の整備

① 森林の再生

森林の持つCO₂吸収機能を数値化し認証することによって、その社会的な認知度を向上させるとともに、環境問題に積極的に取り組んでいる企業（環境先進企業）と地域が協働して「森林整備」と「交流」を柱とした取組を行う「協働の森づくり事業」を行うことで、森林の再生を進めます。

② 森林資源の質的充実

森林環境税を活用するなど、人工林の間伐を緊急に行い、森林の環境面など公益的機能を高めるとともに、森林資源の質的充実を計画的に推進します。（写真－8）

③ 公共工事の環境配慮

道路工事における掘削に伴う斜面に自然林を復元するなど、公共工事での環境配慮としての森林整備や木材利用に努めます。（写真－9）

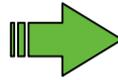
（写真 - 8）森林整備の状況



(写真 - 9) 自然林を復元する様子



施行直後



施行後約5年

(2) 清流及び生活環境の保全

① 清流保全計画の策定と見直し

「高知県清流保全条例」及び「高知県清流保全基本方針」に基づき、各河川の清流保全計画の策定と、策定した各河川の計画について見直しを適宜行い、それに沿った取組を進めます。

策定、見直しにあたっては、水質だけではなく、水量、景観や生物多様性・生態系の保全、水文化の継承などを含め、流域で暮らす方々の歴史と知恵を生かし、流域全体で取り組む必要があるという認識の上、流域市町村や住民、団体との連携の下に取り組みます。

② 四万十川の保全と流域の振興

四万十川流域においては、「高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例」に基づき、重点地域における許可制度の実施や清流基準の設定などの取組を行い、住民、流域市町、国等のすべての関係者と連携して、人と自然が共生する地域社会を創ることをめざします。(図-13)

③ 清流保全の先駆的な取組

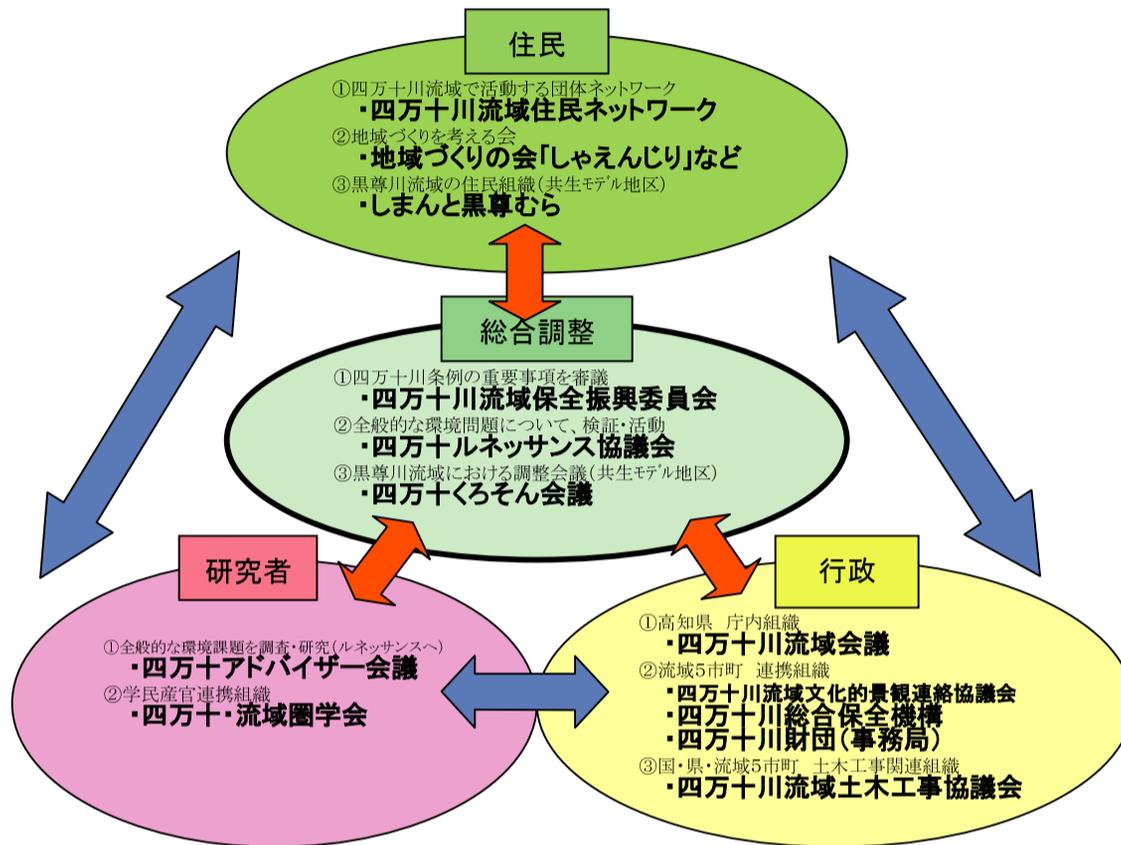
清流保全を図るため、流域の住民団体の参画や行政・関係機関との連携を行うとともに、山・川・海をつなぐ大きな水循環と人々の暮らしの視点に基づいた先駆的な取組を進めます。

具体的な事例としては、四万十川や物部川での清流保全及び流域振興などの取組が進められています。

④ 生活環境の保全

河川や大気など環境監視を継続するとともに、排出源の監視指導、県民への情報提供などを通じて、環境の保全に努めます。

(図 - 1 3) 四万十川流域における活動組織



(3) 生態系・希少動植物の保全

① 希少野生動植物の保全

レッドデータブック等により希少野生動植物の保全に関して啓発を行うとともに、「希少野生動植物保護条例」や「うみがめ保護条例」に基づく希少野生動植物に関する調査、県指定種の追加指定や保護区の設定を検討します。(写真-10)

併せて、保護推進員等を設置し、推進体制を整備するなど希少野生動植物の保護を図ります。

② 鳥獣の保護

「高知県第10次鳥獣保護事業計画」に基づき、農林水産業との調和及び利害関係者の意見調整を図りながら、野生鳥獣の良好な生息環境を維持するため、鳥獣保護区の指定などを行い、野生鳥獣の保護及び繁殖を図ります。

また、特にニホンシカ、イノシシについては「高知県特定鳥獣(シカ)保護管理計画」等に基づき、農林業被害や自然生態系への被害を軽減するとともに、生物多様性の確保を図り、健全な地域個体群^{*50}としての生息維持に努めることで、地域住民との共存を図ります。

③ 漁場環境の保全

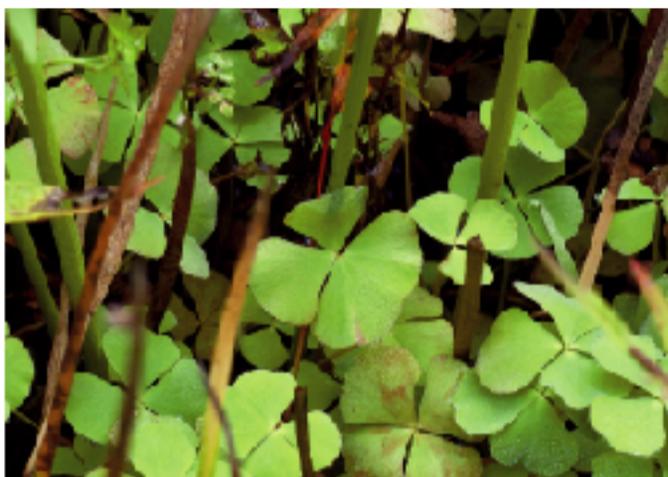
環境負荷の少ない漁業生産活動を推進するとともに、磯焼け^{*51}対策など沿岸域の環境の保全及び修復を行います。

また、森林及び河川流域における環境保全の取組との連携を強化し、漁場の機能の回復に努めます。

④ 自然公園の適正利用

「自然公園法」や「県立自然公園条例」に基づいて、すぐれた自然の風景地の保護と適正な利用を図ります。(写真-11)

(写真-10) 希少野生植物(デンジソウ)



(写真-11) 梶ヶ森県立自然公園



4 これからの環境ビジネスの振興

国全体が低炭素化へ向けて動き出すなかで、本県では、「協働の森づくり事業」によるCO₂吸収量の認定制度の創設や国に先んじた排出量取引の試み、さらには協働の森づくり事業に参加する企業によるCO₂のカーボン・オフセットの取組など低炭素社会のトップ・プランナーをめざした先駆的な取組を進めており、こうした取組を環境ビジネスにつなげていくことが必要です。

今後、国の動向も踏まえながら、本県の恵まれた自然環境を活かした産・学・官の連携による環境配慮型の環境への負荷の少ない製品やサービス、環境保全に資する技術やシステムなどの環境ビジネスを育成・支援するなど、常にトップ・プランナーを意識した取組を進めていきます。

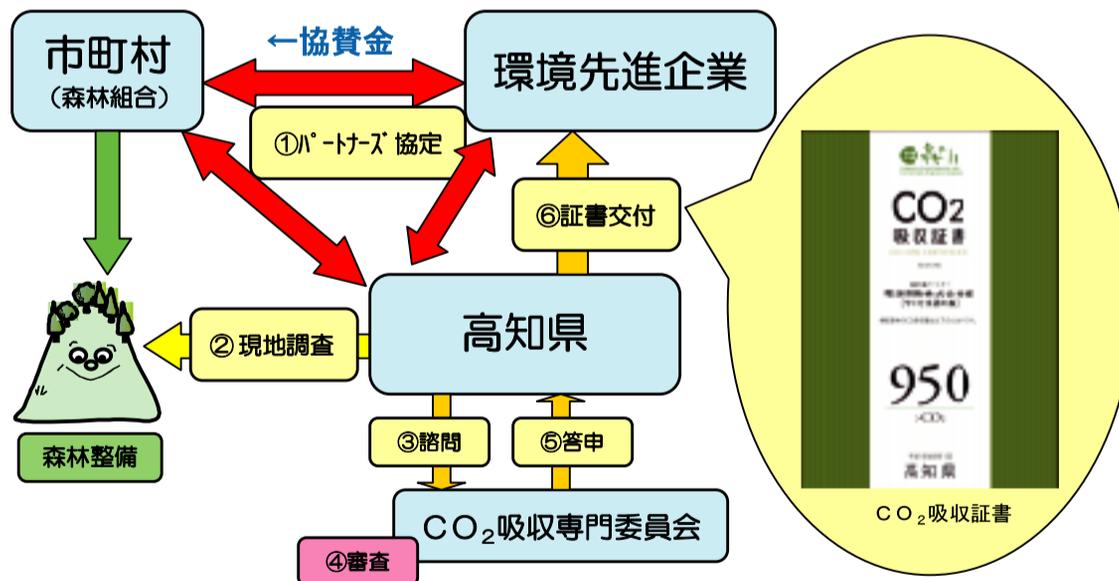
(1) 県として主体的に取り組むべき事業

① 高知県協働の森CO₂吸収認証制度の拡充による、森林経営・管理事業の活性化

協働の森づくり事業に限定することなく、適正間伐の施行された森林についても、積極的にCO₂吸収量を認定し、CO₂吸収証書を発行することにより、環境先進企業に協賛金の提供を呼びかけ、それを持って次の森林施業のための資金を得る、といった新たな協働森林セールス事業の導入検討を行います。(図-14)

なお、企業は、当該CO₂吸収量を自社従業員の通勤等での排出量とオフセットする、といった形で自社での有効利用を図ることができるものとします。

(図 - 14) 高知県協働の森CO₂吸収認証制度



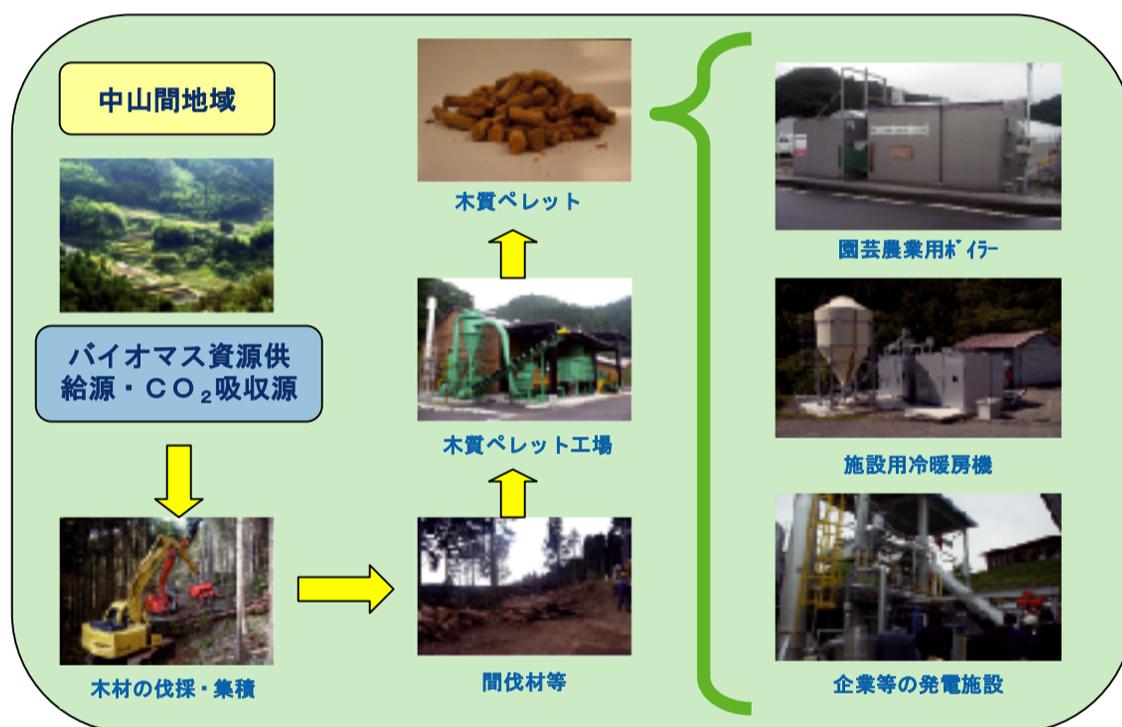
② 環境先進モデル事業の新規開拓と国への働きかけ

本県の中山間地域は、バイオマス資源供給源やCO₂吸収源としての役割が期待されており、これらの地域特性を活かした環境に関する先進的なモデル事業を開拓するとともに、具体の事業展開を図っていくうえで、国のモデル事業や補助事業等に採択されるよう強く働きかけを行っていきます。(図-15)

(具体的なモデル事業例)

- 木質バイオマス燃料を使用した園芸農業用ボイラー設備投資への支援制度
- 木質バイオマス原材料である間伐材、端材の安定供給に向けた支援制度
(木質バイオマス燃料製造事業者、または原材料供給林業関係者) など

(図-15) 木質バイオマスのエネルギー利用 (イメージ図)



(2) 先進的市町村と連携した取組

国が低炭素型の都市や地域づくりを進めるために公募した環境モデル都市については、本県から3件の応募がされています。具体的な事業内容としては、いずれも太陽光やバイオマスなど自然エネルギーの活用や、地域・流域の自然を活かした低炭素社会、資源循環型社会づくりを、住民・事業者及び行政も含めた地域全体で推進し、地域活性化につなげていくものであり、県としても重点的に支援し、取り組むことが求められています。

特に、栲原町の環境モデル都市構想については、木質バイオマス燃料製造事業に協賛・参画している環境先進企業が、栲原町にとどまらず、四万十川流域の全自治体との連携による資源循環型地域社会づくりの構想を検討するなど、本県の一大匠模事業になる可能性を秘めており、本県のこれからの施策の方向性を示すものと言えます。

(参考：栲原町提案書：平成 20 年 5 月)

タイトル：ゆずはら発 森の資源が循環する公民協働の“生きものにやさしい”
低炭素なまちづくり”

概 要：① CO₂吸収源となる森林整備の促進
② 森林資源を木質バイオマスエネルギーとして活用
③ 太陽光・熱、水及び風等の地域資源の活用 など森林資源をフルに活かした CO₂吸収量の更なる確保と再生エネルギーの自給を高める取組を通じて、「森林資源の循環をモデルとする公民協働の低炭素社会」の実現と、「エネルギーの自給自立」を実現する。

(3) 環境先進企業、事業者との連携

環境ビジネスは、環境に関する法律が整備されて以降、急速にその市場が拡大しており、環境対応をビジネスチャンスと捉えて活動している企業が増加しています。

今後、低炭素社会や循環型社会を構築していくためには、環境ビジネスのより一層の振興が求められており、県としても、環境先進企業や事業者との連携を強化し、産・学・官の連携のもと、環境ビジネスの育成、支援を積極的に行っていくことが必要です。

また、県全体の産業振興に寄与し、雇用の増大を図るためにも、環境ビジネスの創出や導入・育成は重要な課題であり、計画的かつ重点的な取組が求められています。

5 環境学習の推進とネットワークづくり

(1) 環境学習の取組の輪の拡大

県内で環境学習の推進体制を整備し、50/50（フィフティ・フィフティ）モデル事業^{*52}などを通じて環境学習が広く行われることにより、環境学習への参加率を高め、取組の輪を広げます。

① 環境学習の推進

NPO、事業者、行政などすべての主体が連携・協働し、環境問題について学び行動するための基本となる方針を策定し、学校教育や生涯学習の場での環境学習の推進を図ります。

② 環境活動の支援

県内で環境学習を行おうとする団体に対し、学習機材の貸し出しや、目的に沿った講師の紹介などの支援を行うほか、「こどもエコクラブ」^{*53}など地域での自主的な環境活動を支援します。（写真-12・13・14）

（写真-12）こどもエコクラブ交流会の様子 （写真-13）講師養成講座の様子



（写真-14）エコまなぶ号（移動環境学習車）



(2) 環境活動のネットワーク化の推進

県民が環境活動に参加しやすいように機会や情報の提供を行い、県内の環境活動の活発化を図ります。

① 環境活動団体

県内の環境活動に関する情報をメールニュースやHP等を活用して発信するほか、各団体の活動発表や交流の場を設けます。(写真-15・16)

また、環境保全活動を行うNPOや事業者間の関係の良化・深化^{*54}への支援を行い、個人や組織のエンパワーメント^{*55}を進めます。

② 環境活動の情報提供等

家庭での省エネの取組や地産地消の推進など、消費生活に関わる物品やサービスの環境側面に関する情報提供や導入支援を実施します。(写真-17)

③ 広域的な環境施策

地球温暖化対策や3Rの推進など、広域的に関連する環境施策について、県内市町村や他県と連携し、効率を高めるような取組を進めます。

(写真-15) 環境劇の様子



(写真-16) 地球温暖化フォーラムの様子



(写真-17) 県庁ロビー展の様子



○各分野の数値目標一覧

本計画の効果的な推進のため、2010（平成22）年度までの3カ年でめざす各分野の数値目標を掲げるとともに、達成状況の把握及び評価を行います。

1 地球温暖化への対策

【目標（数値目標）】

- 県内の温室効果ガスの排出量を基準年(1990年)比で6%削減を達成します。

参考：基準年の1990（平成2）年から2010（平成22）年までに、温室効果ガスの排出量が11.9%増加することが見込まれており、削減目標の6%と合わせて17.9%削減する必要がある。このうち、14.7%を森林整備による森林吸収源対策で、残りの3.2%を県民や事業者による排出削減対策により、基準年比で6%削減を達成する。

2 循環型社会への取組

【目標（数値目標）】

- 県民一人当たりゴミ（一般廃棄物）排出量を一日1,000g以下に削減します。

参考：H18 一人当たりゴミ排出量 1,029g

3 自然環境を守る取組

【目標（数値目標）】

- 公共用水域におけるBOD/CODに係る環境基準達成率を90%以上とします。^{*56}
- 特定鳥獣の年間捕獲目標をニホンジカ15,600頭、イノシシ6,000頭とします。^{*57}^{*58}

参考：H19 公共用水域の環境基準達成率 88.3%
特定鳥獣年間捕獲目標（前回計画）ニホンジカ目標設定なし/イノシシ 9,000頭

4 環境ビジネスの振興

【目標（数値目標）】

- 協働の森づくり事業によるパートナーズ協定締結件数を年間10件以上とします。
- 木質バイオマスエネルギー（林地残材のみ）の利用量を年間6千t以上とします。
- 県リサイクル認定製品が100件以上、事業所の認定数が20件以上とします。

参考：H19 年度末時点の協働の森パートナーズ協定締結件数 24件
H19 木質バイオマスエネルギー（林地残材のみ）の利用量 3千t
H19 年度末時点の県リサイクル認定製品 68件、事業所認定数 12件

5 環境学習の推進とネットワークづくり

【目標（数値目標）】

- 環境活動支援センター事業において、年間講師派遣数を80人にします。
- 50/50（フィフティ・フィフティ）モデル事業参加校を100校にします。

参考：H19 年間講師派遣数 53人、H19 モデル事業参加校 29校

第5章 計画の推進

本計画の着実な推進を図るため、各主体の役割及び計画推進のための基本的な考え方を明確にした上で、進行管理の体制及び手順を示します。

また、計画の全体像及び計画に基づく施策や事業について体系的に整理し、進捗の管理を行います。

1 計画の推進体制

(1) 各主体の役割

① 県の役割

各主体が自主的・積極的に環境に配慮した行動を実行できるよう、取組の方向性を明らかにするとともに、制度や仕組みの整備、人材の育成、関連情報の提供、効果的な普及啓発等を推進します。また、自らが事業者として、環境の保全と創造に関する取組を率先して実行します。

② 市町村の役割

地域の社会的及び環境的な特性を熟知している市町村は、地域に密着した環境づくりを進めるための重要な役割を担っています。したがって、市町村は、県に準じた施策やその他独自の施策を自主的・積極的に展開することが期待されます。

③ 事業者の役割

今日では通常の事業活動に起因する環境への負荷が増大しており、資源の採取、生産、流通、加工、販売など、様々な事業活動に際して、公害防止はもとより、環境への負荷の低減を自主的に進めるなどの環境への配慮が必要です。また、社会的責任の重要性や地域の構成員としての役割を認識し、その能力を活かした積極的な環境保全活動が期待されます。

一方、環境保全に関する事業活動の展開は、本県の豊かな環境の保全と創造を図るとともに地域の振興に寄与するという点で重要であり、積極的な取組が期待されます。

④ 県民の役割

今日、県民の日常生活に起因する環境への負荷が増大しており、このことはゴミ問題や地球温暖化問題と深く関わりがあります。このため県民には、人と環境との関わりについての理解を深め、日常生活に起因する環境への負荷の低減や身近な環境をより良いものにしていくための行動に、一人ひとりができる範囲で、実行していくことが期待されます。

⑤ NPOの役割

環境保全に関するNPOのもつ豊かな知識・経験が活かされ、さらには次世代を担う子どもへ広がるなど、あらゆる人々への取組の展開が地域で期待されており、その活動は大変重要となっています。

また、NPOには、公益的な視点からの県民への啓発活動や、地域の環境活動への自主的な参加や、専門的知識を活かし、事業者、県、市町村など各主体との協働による取組が期待されます。そして、その能力を活かし、行政その他の各主体への提言を行うことも期待されます。

(2) 推進体制の整備、各主体との連携・協力

本計画を推進するため、庁内においては横断的な検討組織の活用による情報の共有を図るとともに、課題解決のための体制づくりに取り組みます。

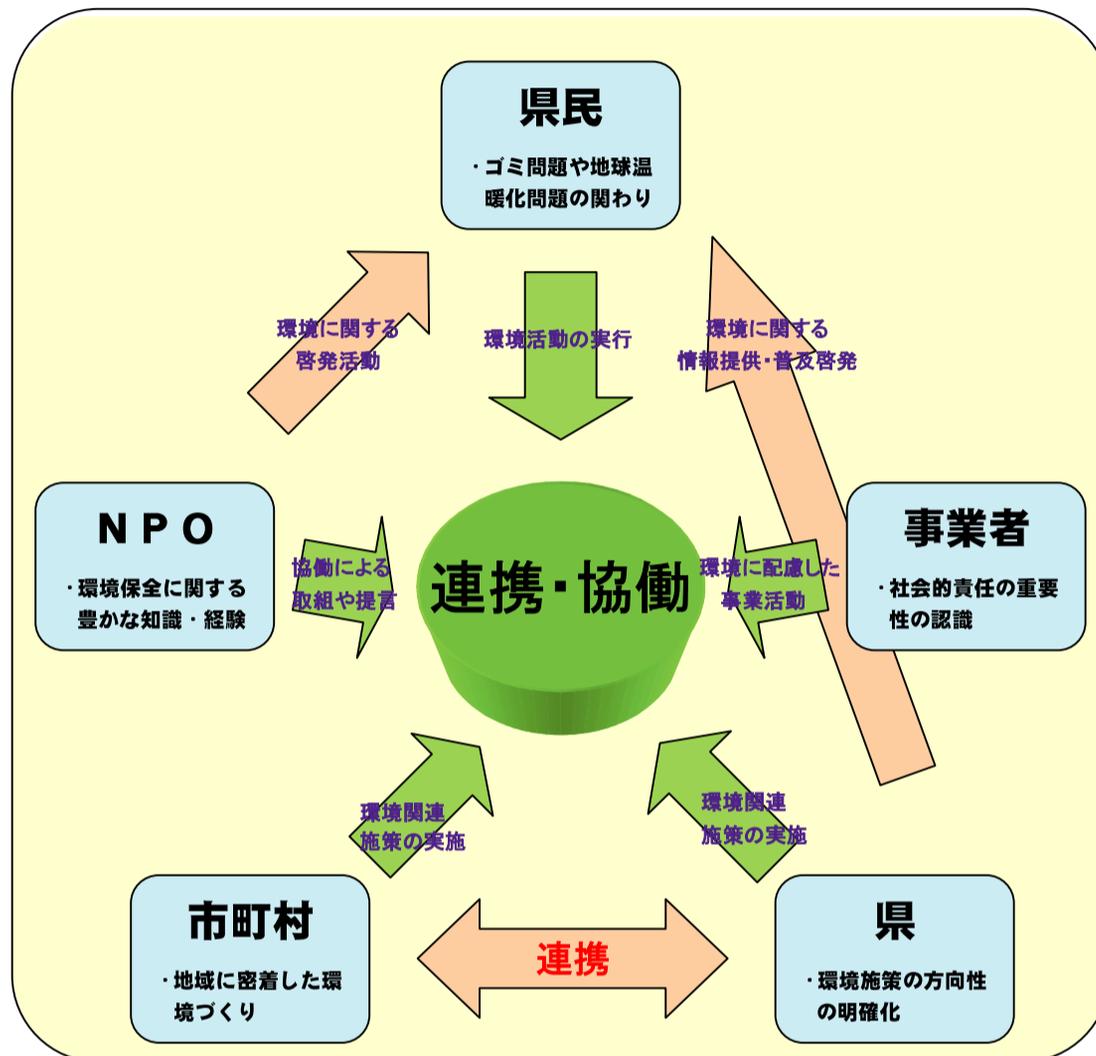
また、県民やNPO、事業者等が取組に主体的に参加・参画し、連携・協働した取組を推進します。(図-14)

(3) 財政上の措置

県は、この計画に掲げた各種の施策を着実に実施するため、本計画の推進状況等を勘案しつつ、重点的に必要な財源の確保に努めます。

なお財源については、予算化や税制、国等の補助事業の他、県民の環境活動の活発化による直接的な県民の参加、省エネルギーの提案、施設の提供など包括的なサービスを提供するE S C O^{*59}事業など民間事業の活用、事業者の社会的責任への関心の高まりを背景とした環境保全事業などによる実施に努めます。

(図 - 1 4) 環境基本計画の推進体制



2 計画の進行管理

(1) 進捗状況の点検

計画の各分野の施策や取組には、主要なものについては定量的な指標を与え、毎年その達成度を点検するほか、その他の事業についても、取組結果を定性的にとりまとめ、計画の進捗状況を点検します。

進行の点検は、PDCAサイクル^{*60}の考え方に基づき、計画の策定（Plan）、県の事業や取組等の実施及び運用（Do）、取組の実施状況等の点検及び評価（Check）、事業内容等の見直し（Action）という一連の手続きに沿って実施します。

(2) 計画の施策等の見直し

計画の進行状況の点検及び評価結果を踏まえ、必要に応じて個別の施策等の見直しや新規事業の検討を行います。

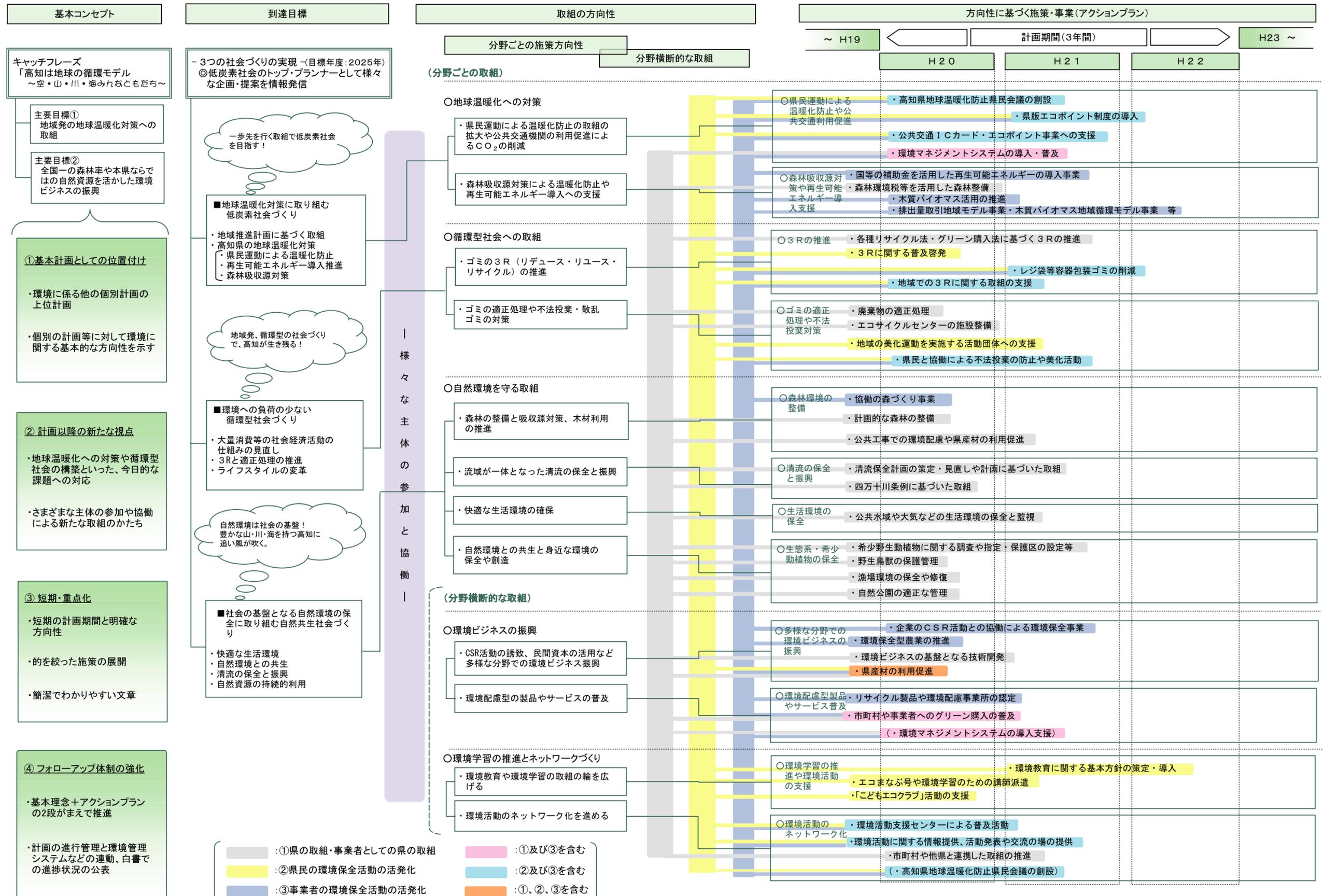
(3) 評価及び公表

計画の点検及び評価結果は、高知県環境審議会に報告し、意見及び助言を受けながらとりまとめ、毎年度、高知県環境白書により県民に公表します。

参 考 资 料

1 事業体系表

() つき事業・・・再掲施策・事業



2 本県の現状

(1) 環境の現状

ア 自然環境

本県には複雑で変化のある地形・地質が広がり、84%という全国一の林野面積率や日本最後の清流といわれる四万十川など、本来は多彩な山・川・海に恵まれていました。

しかし、中山間地域を中心とした農用地の減少、都市化の進展による道路及び宅地の増加に伴う自然環境の変化が見られるとともに、動植物の生息・生育域の改変や、希少性の高い動植物の捕獲・採取等により、本県においても多くの野生動植物が絶滅の危機に瀕しています。

また、自然林の崩壊や荒廃森林の増加もみられ間伐など森林の整備も十分に進んでいません。

イ 野生鳥獣による被害

近年、中山間地域においてニホンジカやイノシシによる農林業への被害が拡大しているほか、特にニホンジカについては高標高域の自然植生に対する食害による被害が深刻な事態となっています。

ウ 公共用水域の水質

工場及び事業場からの排水の規制並びに下水道等の整備が進んだこともあり、河川の水質は平成12年度以降、環境基準の達成率がほぼ90%前後となっています。

しかし、森林の荒廃等による水源かん養機能の低下や、農地等からの土砂の流入による河川の濁水、日常の水量の低下、河口部の閉塞等がみられ、本来の清流の姿が失われてきました。

また、浦戸湾や浦ノ内湾など閉鎖性水域の水質汚濁の改善は進んでいません。

エ 大気

平成17年度末時点において、光化学オキシダント^{*61}を除く二酸化硫黄^{*62}、一酸化炭素^{*63}、浮遊粒子状物質^{*64}、二酸化窒素^{*65}について環境基準を達成しており、本県の大気環境はおおむね良好といえます。

オ 廃棄物

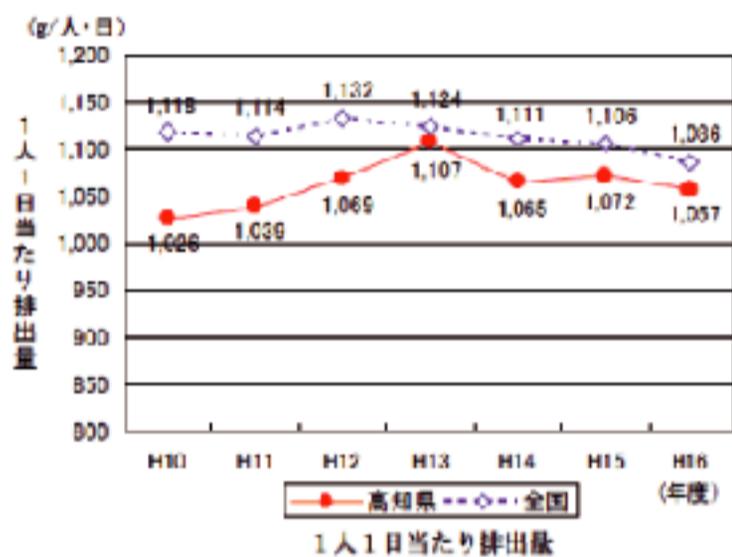
一般廃棄物及び産業廃棄物とも排出量は微減傾向にあります。各リサイクル法の施行などもあり、再生利用は増加していますが、一部で不法投棄や不適正な処理は後を絶たない状況にあります。(表-5)

カ 温室効果ガスの排出量

県内の排出量は、近年増加傾向にあります。特に民生部門において増加率が高くなっています。

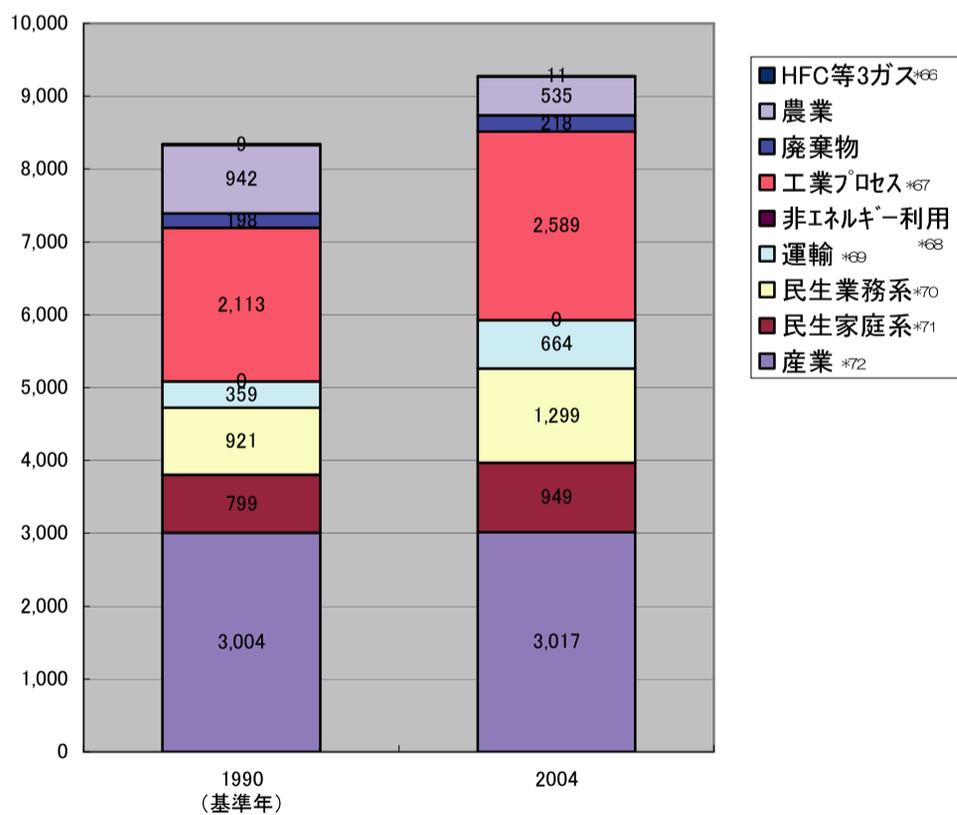
また、産業部門からの排出量が約3割を占めています。(表-6)

(表 - 5) 1人1日当たりごみ排出量の推移



出典:「一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)」

(表 - 6) 県内の温室効果ガス排出量の推移



(2) 経済・社会の現状

ア 人口

平成 17 年 10 月 1 日現在（平成 17 年国勢調査）、によると、県人口は約 80 万人となっており、昭和 61 年から減少に転じ、市部より郡部においてその減少率が高くなっています。老年人口の割合は上昇しているのに対し、若年人口は下降しており、少子高齢化が進んでいます。また、世帯数は増加し、一世帯あたりの世帯人員は減少しています。（表－7）

イ 自動車保有台数

平成 18 年度末で約 56 万台となっています。また、道路網の整備や充実等により車社会が進行する一方、軌道や路線バス^{*73}の利用者数の減少傾向が著しい状況となっています。

ウ 水道普及率

平成 14 年度末で 92.1%に達し、毎年着実に上昇しています。また、下水道の整備も進んでいますが、平成 16 年度末で 26.8 パーセントと全国平均を大きく下回っています。

エ 産業形態

平成 16 年度の県内総生産額は名目で 2 兆 3,603 億円ですが、その約 8 割を第三次産業が占めており、第一次産業、第二次産業は減少傾向にあります。

また、平成 16 年度の県民所得は、1 兆 7,439 億円となっており、4 年連続で減少しています。

オ エネルギー消費量

県民一人当たりのエネルギー消費量は平成 16 年度で年間 803,316GJ となっており、近年やや増加傾向にあります。

また、他県と比べ、人口一人あたり乗用車のエネルギー消費量が多くなっています。（J=ジュール：仕事及び熱量の単位。1G（ギガ）J=10 億 J。）

カ 水使用料

県民一人 1 日あたりの水使用量は平成 16 年度で約 367L となっており、近年やや減少傾向にあります。本県は全国平均と比較して雨には恵まれています。降雨が夏場に集中していることや、一部の地域に人口が集中していること等、水利用からみれば必ずしもよい条件とはいえません。

(表 - 7) 県内人口の状況

		平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年
人口 (人)		825,034	816,704	813,949	797,444
年齢別人口割合 (%)	15 歳未満	17.5	15.4	13.7	12.9
	15～64 歳	65.0	63.9	62.5	61.2
	65 歳以上	17.2	20.6	23.6	25.8
世帯数 (世帯)		291,804	304,237	321,140	330,466
1 世帯あたりの人員 (人)		2.83	2.68	2.53	2.41

出典：国勢調査等

(3) 県民の意識及び行動

平成 18 年度県民世論調査「暮らしと環境について」の項から、次のことが明らかになっています。

ア 住んでいる地域の環境に対する実感

「良くなっている」:5.8%(12.7% カッコ内は平成 8 年度調査結果、以下同様。)、
「やや良くなっている」:14.5%(28.8%)、「変わらない」:30.8%(32.8%)、「やや悪化している」:25.6%(14.6%)、「悪化している」:14.7%(8.2%) となり、全体として“良くなっている”との実感が約 20 ポイント減少し、“悪化している”との実感が約 18 ポイント増加しています。

イ 環境問題の関心事項

「ゴミ処理やりサイクル」、「川や海の水質汚濁」、「地球温暖化」は前回・今回とも上位 5 項目に含まれ、主な関心事項となっていますが、前回調査に比べ「地球温暖化」が約 10 ポイント増加し、さらなる関心の高まりがみられます。

また、新たに設問した「ゴミのポイ捨てやりサイクル」も同様に上位に含まれ、廃棄物・リサイクル対策への関心は高くなっています。(表-8)

ウ 日常生活での環境配慮

上位の5項目に含まれるものは、順位が異なるものの前回と同様です。ただし、今回の調査結果では、「ゴミを持ち帰る」、「分別収集に協力している」の割合が、その他の項目と比べ20ポイント程度大きく、やや突出しています。(表-9)

エ 環境保全活動への参加意向

「積極的に参加・協力したい」、「生活に支障がない範囲で参加・協力してみたい」、「誘われれば参加してみたい」を合計した“参加希望者”は約45%と前回の約44%と大きな変化はなく、内訳にも大きな変化はありませんでした。

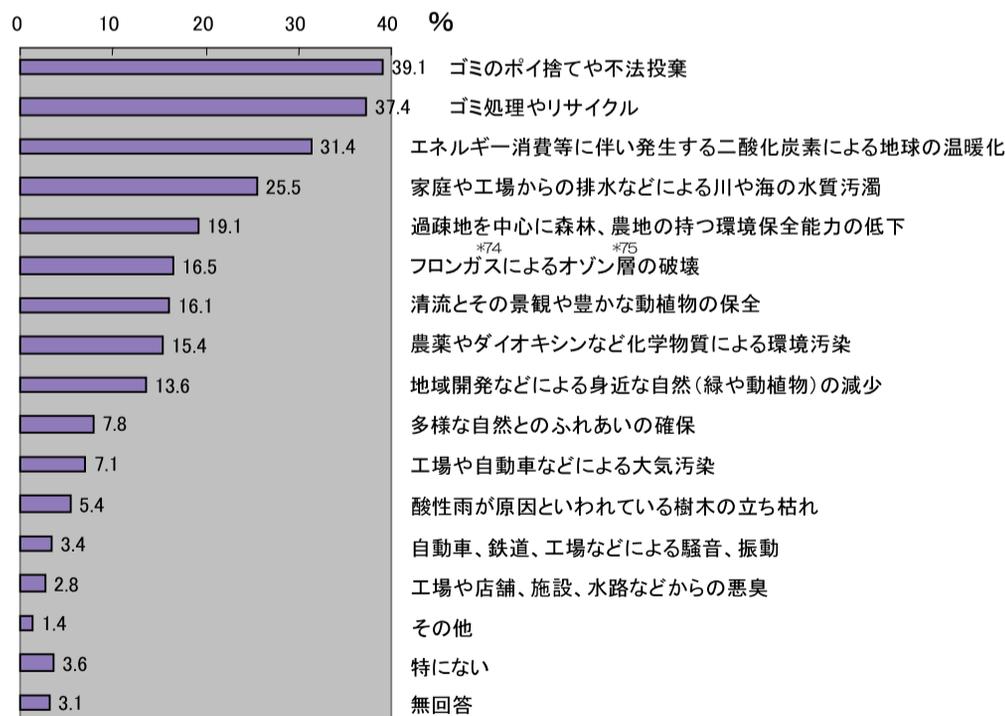
ただし、「参加してみたいが労力・時間をさくことが難しい」では、前回に比べ約10ポイント低下しています。

オ 行政が取り組むべき環境分野

イの環境問題の関心事項と関連し、「ゴミのポイ捨てや不法投棄」、「廃棄物の循環利用対策」、「大気や水質汚濁の防止対策」、「地球温暖化対策」が上位の項目に含まれています。

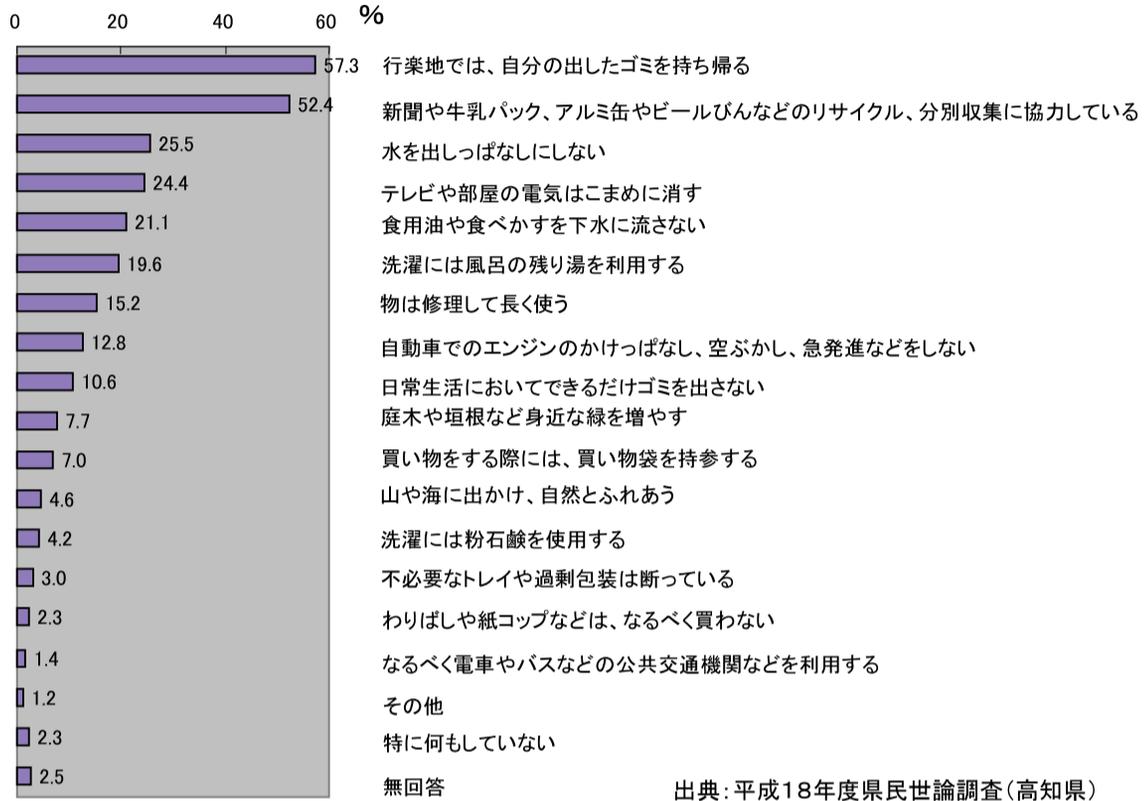
そのほか、「清流の保全や生態系の確保」、「教育や普及啓発」が上位に含まれています。(表-10)

(表-8) 環境問題の関心事項 (3つまで選択)

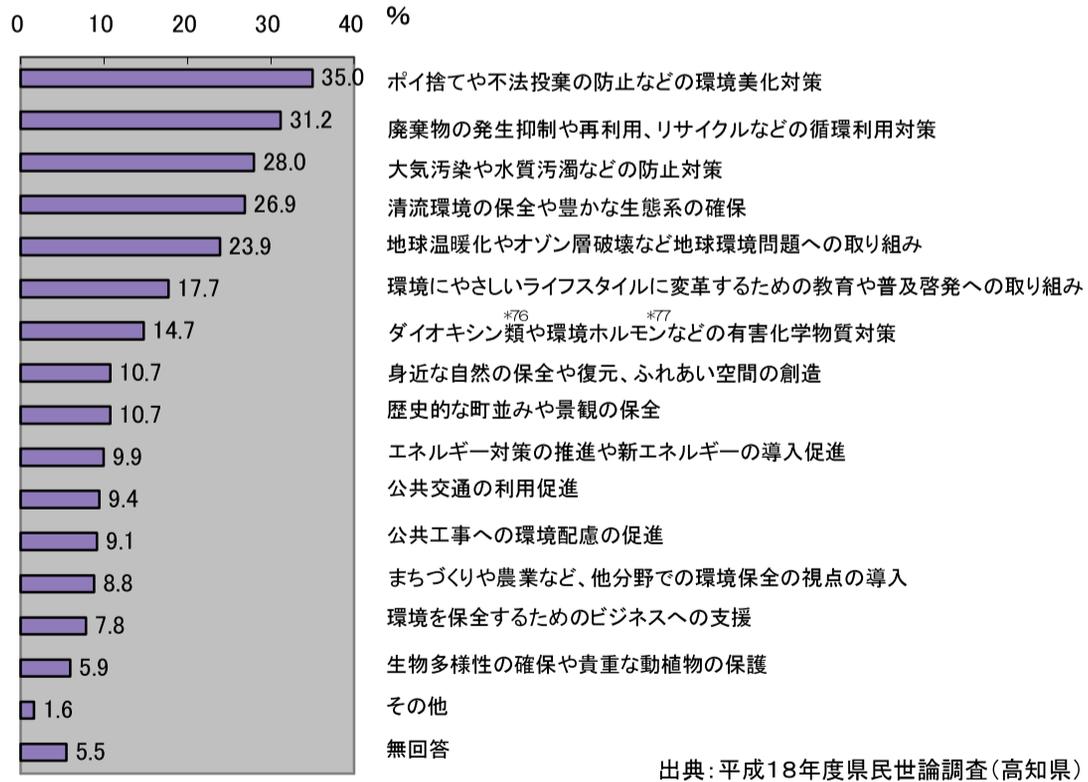


出典:平成18年度県民世論調査(高知県)

(表-9) 日常生活での環境配慮 (3つまで選択)



(表-10) 行政が取り組むべき環境分野 (3つまで選択)



3 用語の解説（文章に*を表記したもの）

* 1 環境の保全及び創造

環境対策の基本である公害の防止と自然環境の保全を推進することにより、環境のあるべき状態を守るとともに、ゆとりとうるおいのある美しい地域社会の形成に向けて、現在ある環境に適切な働きかけを行い、よりよい環境を創り出すこと。

* 2 循環型社会

日常生活や事業活動といった社会経済活動のあらゆる場面において、資源やエネルギーの有効・効率的利用を進めるとともに、再生可能な資源が循環利用されたり、廃棄物の発生が抑制されるなど、環境への負荷が低減された社会。

* 3 3R

リデュース（Reduce：発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生利用）について、3つの頭文字を取って表したものの。発生抑制は、再利用しやすい製品の設計や、過剰包装の抑制等により廃棄物の発生を減らすこと。再使用は、使用済みの製品等を全部又は一部をそのまま繰り返し使用すること。再生利用は、使用済みの製品等を原材料等として再利用すること。

* 4 環境ビジネス

環境ビジネスの定義は様々な形があり、一意的に決めることは困難である。本計画では企業のCSR活動や木質バイオマス等の新エネルギー、エコ製品の普及といった環境負荷を低減する方向性を持った産業の振興を対象とする。

* 5 CO₂（二酸化炭素）

炭酸ガス、無水炭酸ともいう。無色、無臭の気体で、低温で加圧すると液化、固体化し、固体化したものがドライアイスである。二酸化炭素は自然界にも存在しているが、特に化石燃料等の消費拡大に伴い、大気中に排出される量が増加している。代表的なのは温室効果ガスであり、我が国の温室効果ガス総排出量の9割以上を占めている。

* 6 低炭素社会

二酸化炭素の排出が少ない社会のこと。地球温暖化の主因とされる温室効果ガスの1つ、二酸化炭素の最終的な排出量が少ない産業・生活システムを構築した社会。

*** 7 温室効果ガス**

温室効果をもたらす大気中に拡散された気体のこと。とりわけ産業革命以降、代表的な温室効果ガスである二酸化炭素やメタンのほか、フロンガスなど人為的な活動により大気中の濃度が増加の傾向にある。京都議定書では、地球温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素のほか HFC 類、PFC 類、SF6 が削減対象の温室効果ガスと定められた。

*** 8 京都議定書**

1997 年 12 月京都で開催された COP3 で採択された気候変動枠組条約の議定書。2005 年 2 月に発効を行い、先進各国は 2008 年～12 年の約束期間における温室効果ガスの削減数値目標（日本は 1990 年の基準年比で 6%削減）を約束した。

*** 9 地球温暖化**

地球表面の気温が平均して高くなっていく現象。原因としては、二酸化炭素の増加、フロンやメタンなどの放出、森林破壊、都市化、人口熱の放出などがあげられており、今後温暖化が進むと予想されている。

このうち、二酸化炭素やフロンガスなどは温室効果ガスといわれ、温室のガラスのように太陽光は透過するが、地球からの赤外線による熱放射は吸収するという性質（温室効果）を持っている。石油や石炭などの化石燃料の燃焼や森林の減少などによって、二酸化炭素などの温室効果ガスが増加し、地球の平均気温が上昇する。地球温暖化の影響は未知の点が多いが、生物の生息環境の激変や海面の上昇ならびに、農業や都市への影響が危惧されている。

*** 10 森林環境税**

本県では、森林の環境を守るために通称「森林環境税」として県民税の均等割に 500 円（年額）が加算され、その税収が森林環境の保全に使われている。法制上は「県民税均等割の超過課税」であるが、水源かん養だけではなく、森林のさまざまな公益的機能を守るという意味合いから、通称として「森林環境税」と呼ぶことにしている。

*** 11 森林率**

国土面積に占める森林面積の割合。日本は森林率が 66%（国土の 2/3 が森林）。

*** 12 日照時間**

気象台やアメダスなど日照計により観測される日が照った時間数。

***13 地球サミット**

環境と開発に関する国連会議のこと。環境保全と持続可能な開発をテーマに、1992年にブラジルのリオデジャネイロで開催された国連の会議。リオ宣言、アジェンダ21などが採択された。

***14 市民（意識）**

公共的関心や自己責任を持って社会に参画する人。社会全体における将来のことを考慮できる人。

***15 生物多様性**

種のレベル、固体レベル及び遺伝子のレベルで広がりのあるさまざまな生物が共存している状態をいう。地球温暖化により生物多様性の破壊が進むと危惧される。

***16 グリーン購入**

企業や国・地方公共団体が商品の調達や工事発注などに際し、できるだけ環境負荷の少ない商品や方法を積極的に選択することをいう。グリーン購入を率先して実施する企業や自治体などで構成する「グリーン購入ネットワーク」で基準などを取り決めている。

***17 ISO14001**

国際標準化機構（ISO）で制定した環境管理に関する国際規格。環境に与える負荷の低減に向けた改善を継続的に実施するためのシステム（環境マネジメントシステム）を構築することが規定されており、環境配慮へ自主的・積極的に取り組んでいることを示すことが可能となる。

***18 環境マネジメントシステム**

事業者等が環境に与える負荷を削減するための方針等を自ら設定し、これらの達成に取り組んでいくための仕組み。このシステムの国際規格がISO14001である。

***19 社会的責任（CSR）活動**

企業の環境・社会貢献活動。（CSR=Corporate Social Responsibility）。企業が利益を追求するのみならず、組織活動が社会へ与える影響に責任を持ち、あらゆる利害関係者からの要求に対して、適切な意思決定をしたことを指すもの。

***20 排出量取引**

京都議定書に定められた各国の排出削減目標を達成するため、先進国間で排出量を売買する制度。国内の温室効果ガス削減努力に対し、補完的手段として認められ

た柔軟性措置の一つ。

***21 ゼロ・エミッション電源**

原子力発電や再生可能エネルギーなど、CO₂排出量がゼロの発電方法。

***22 太陽光発電**

太陽エネルギーは、その利用形態から熱利用と光利用に大別できる。シリコンなどの半導体に光が当たると電気が発生するという光電効果を応用した太陽電池を使用し、太陽の光から直接電気を得て利用するのが太陽光を利用した太陽光発電である。

***23 森林吸収源**

空気中のCO₂（二酸化炭素）を吸収・固定する働きに注目した森林の捉え方。

97年のCOP3で採択された京都議定書で、国別に定められた温室効果ガス削減目標の達成評価に、90年以降の植林・再植林・森林整備による吸収量を「排出削減」とみなすこととされている。

***24 環境活動支援センター「えこらぼ」**

本県の環境活動、環境教育、温暖化防止の推進拠点。環境情報の発信や、環境に関する講師の派遣などを行っている。

***25 環境保全型農業**

農薬や化学肥料の使用を抑え、自然生態系本来の力を利用して行う農業。農業のもつ物質循環機能を生かし環境と調和した持続可能な農業生産のあり方として、1994年以来、行政による誘導施策がとられている。

***26 協働の森づくり事業**

国内での二酸化炭素の排出量取引制度の創設を視野に入れながら、環境問題に積極的に取り組んでいる企業（環境先進企業）と地域とが協働して「森林整備」と「交流」を柱とした取組を行うことで、現在手入れの行き届かない状況となっている森林（人工林）の再生を進めようとするもの。

***27 CO₂吸収証書**

協働の森づくり事業により整備された協定林が1年間に吸収するCO₂量を県が認定し、証書化したもの。企業や団体のCSR活動を目に見える形にしたもの。

***28 木質バイオマス**

樹木の全部またはその一部をチップやペレットなどにして得られる木質産物。最

近では、エネルギー源としての利用を促進するため、燃焼技術の開発、燃焼方法、ガス化などの研究が進められている。

***29 林地残材**

立木を丸太にする際に出る枝葉や梢端部分、森林外へ搬出されない間伐材等、通常は林地に放置される残材。

***30 クレジット**

温室効果ガスの排出を削減又は吸収するプロジェクトによって実現された排出削減・吸収量。一般的に何らかの排出量取引制度に基づいて発行される排出枠とあわせて「クレジット」と総称される。

***31 VER**

京都議定書、EU域内排出量取引制度等の法的拘束力をもった制度に基づいて発行されるクレジット以外の温室効果ガス削減、吸収プロジェクトによる削減吸収量を表すクレジット。(VER=Verified Emission Reduction)。

***32 カーボン・オフセット**

日常生活や経済活動において、避けることができないCO₂ (=カーボン) 等の温室効果ガスの排出について、[1] まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、[2] どうしても排出される温室効果ガスについてその排出量を見積り、[3] 排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせる (=オフセット) という考え方。

***33 IPM技術**

総合的病害虫・雑草管理のこと。(IPM=Integrated Pest Management)。
病害虫や雑草防除において、化学合成農薬だけに頼るのではなく、天敵や農業資材など様々な防除技術を組み合わせ、農作物の収量や品質に経済的な被害が出ない程度に発生を抑制しようとする考え方。これに基づく防除技術は安全・安心な農作物の安定生産と、環境への負荷を軽減した持続可能な農業生産を両立するために有効である。

***34 有用植物**

人類の生活に何らかのかたちで利用されてきた植物。人間が生活の用に役立てるため栽培し、あるいは自然界から採取する植物であり、ハーブや薬草、繊維、染料作物、工芸作物などと呼ぶ。

***35 自然共生社会**

生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、また様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会。

***36 地産地消**

地域で生産されたものをその地域で消費すること。単に地域の食材を消費するだけではなく、「もの(食材)」をとおして「ひと(心)」がつながることが原点であり、この「人と人のつながり」を原点として、食農教育や食育、食文化の伝承と活用、生産者の生きがいや消費者の安心・信頼、さらには、食を柱としたいいきいきとしたむらづくり、まちづくりなど地域づくりへとつながっていく。

***37 里地里山**

奥山自然地域と都市地域の間位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念。

***38 水資源のかん養**

森林の土壌がもつ機能で、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化される。

***39 エコツーリズム**

自然(歴史文化)体験・学習型観光の総称。自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のありかた。

***40 国内森林吸収量取引制度**

カーボンオフセットの対象となるクレジットとして、我が国の国際約束の遵守に資する森林クレジットとして活用できるようにすること。この制度によって、資金が林業支援を通じて地域活性化に資する仕組みを構築する。

***41 環境教育・環境学習**

人間も地球に生きる多様な生物の一種であるという認識に立ち、環境について自然や地理・歴史などの全体的な学習を行うこと。「持続可能な社会」形成の担い手育成が目標とされる。

***42 高知県地球温暖化防止活動推進センター**

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地球温暖化防止に向けた普及啓発等の取組を行う本県の組織。全国に一箇所及び都道府県に各一箇所を指定することが決められている。

***43 省エネマイスター**

省エネ家電の知識を習得し、地球温暖化防止を全体的な視点から考えることができる人。電気店で3年以上の実務経験があり、高知県地球温暖化防止活動推進センターの行う「省エネマイスター養成講座」を修了し、同センターの行う試験に合格後、県が登録。

***44 見える化**

目に見えない活動の様子を、目に見える形にしようとする取組のこと。

***45 RPF**

主に産業系廃棄物のうち、マテリアルリサイクルが困難な古紙及びプラスチックを原料とした高カロリーの固形燃料。(RPF=Refuse Paper & Plastic Fuel)。

***46 木質ペレット**

間伐材や廃材などを原料とする固形燃料。長さ10～20mm、直径6～12mmが一般的で、原料を破碎・乾燥して成型する。形状や含水率が一定で扱いやすく、ボイラーやストーブの燃料に利用される。

***47 パークアンドライド**

都市部への自動車乗り入れを規制する手段の一つ。都市近郊に大型駐車場を設置し、そこから都心部へは公共の鉄道やバスなどで移動するシステム。イギリスなど欧州で広く実施されている。

***48 公共交通IC・エコポイント事業**

公共交通機関(バス・路面電車)にICカードを導入することで利便性を高め、そのICカードを活用し乗車距離に応じたエコポイントを発行する事業。この事業によって温室効果ガスの削減量を把握するとともに、個人や地域などへのポイント還元によりインセンティブを付与することで、公共交通の利用を促進するもの。

***49 レッドデータブック**

環境省が日本で絶滅のおそれのある野生生物の種について、それらの生息状況をとりまとめた本。国際自然保護連合(IUCN)が、1966年に初めて発行したもので

あり、我が国でも 1991 年に『日本の絶滅のおそれのある野生生物』というタイトルでレッドデータブックを作成し、2000 年からは改訂版が、植物や動物の大きなグループごとに順次発行されている。本県では 2000 年に植物編を、2002 年に動物編のレッドデータブック（県版）を作成した。

***50 地域個体群**

地域性に着目して特定される個体群。移動能力のそれほど大きくない生物は、同じ種でも地域によって遺伝的特性や生態的特性が異なることが多く、種を単位とする把握では十分でない場合があり、このような場合に、地域個体群という概念が用いられる。（例：紀伊半島のツキノワグマ地域個体群）。

***51 磯焼け**

浅海の岩礁、転石域において、海藻群落（藻場）が季節的な増減や多少の経年変化の範囲を越えて著しく衰退、またはなくなり、貧植生状態となる現象。いったん磯焼けが発生すると、藻場の回復までに長い年月がかかり、磯根資源の成長の不良や減少を招いたりするため、沿岸漁場に大きな影響を及ぼす。

***52 50/50(フィフティ・フィフティ)モデル事業**

公立学校で、児童・生徒や教職員が協力して学校の省エネ活動を行い、節減できた光熱水費を全て自治体の財政に戻すのではなく、半分はその学校に還元するしくみ。環境教育、温暖化防止、経費削減が一度にできる、ドイツで始まったプログラム。

***53 こどもエコクラブ**

こどもが誰でも参加できる環境活動クラブで、2 人以上の仲間（メンバー）と、活動を支える 1 人以上の大人（サポーター）で構成される。子どもたちが、それぞれの地球への思いを大切にしながら自主的に環境活動に取り組むクラブ。

***54 良化・深化**

良い方向へ向かうこと。質の高さを深めていくこと。

***55 エンパワーメント**

能力や力をつけること。個人や集団が自らの生活への統御感を獲得し、組織的、社会的、構造に外郭的な影響を与えるようになること。

***56 公共用水域**

水質汚濁防止法では、「河川、湖沼、港湾、沿岸、海岸その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他の公共の用に供される水路

(下水道法に規定する公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を設置しているもの(その流域下水道に接続する公共下水道を含む。)を除く。)をいう。」と定義されている。処理場のない下水道は公共用水域となる。

***57 BOD**

生物化学的酸素要求量, Biochemical oxygen demand の略。河川の汚濁の度合いを示す指標。水中の有機物等の汚濁源となる物質が微生物により無機化されるときに消費される酸素量 (mg/ℓ) で表したものの。数値が大きいほど汚濁が進んでいることを示す。

***58 COD**

化学的酸素要求量, Chemical oxygen demand の略。海域や湖沼の汚濁の度合いを示す指標。有機物等の量を過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するときに消費される酸素量 (mg/ℓ) で表したものの。数値が大きいほど汚濁が進んでいることを示す。

***59 ESCO事業**

工場やビルの省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、それまでの環境を損なうことなく省エネルギーを実現し、さらにはその結果得られる省エネルギー効果を保証する事業。(ESCO=Energy Service Company)。

***60 PDCAサイクル**

Plan (立案・計画)、Do (実施)、Check (検証・評価)、Action (改善・見直し)の頭文字を取ったもの。行政政策や企業の事業評価にあたって、計画から見直しまでを一環して行い、さらにそれを次の計画・事業にいかそうという考え方。

***61 光化学オキシダント**

大気中の窒素酸化物や炭化水素などが、紫外線により光化学的反応を起こし、生成される酸化性物質群をいう。中でも主要な物質がオゾンとパーオキシアセチルナイトレート (PAN; R-CO₃NO₂) であり、いずれも人及び植物に有害である。

***62 二酸化硫黄**

刺激臭を有する気体。大量に排出される硫黄酸化物の一種であり、環境破壊の一因となっている。

***63 一酸化炭素**

無色・無臭の気体で水に溶けにくい。木炭・燃料用ガスなどの不完全燃焼によって

発生する。点火すると青い炎を出して燃え二酸化炭素になる。メチルアルコール・ホルマリンなどの製造原料。

***64 浮遊粒子状物質**

物の破碎や選別、土砂の巻き上げ、燃料の燃焼過程などで発生する大気中に浮遊している粒径 10 ミクロン以下の微細な粒子。

***65 二酸化窒素**

一酸化窒素 (NO) と酸素の作用等による発生する赤かっ色の刺激性の気体。比較的水に溶解しにくいので肺深部に達し、肺水腫等を引き起こす。

***66 HFC等3ガス**

京都議定書の削減対象である温室効果ガスのうち、ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)、パーフルオロカーボン類 (PFCs)、六ふっ化硫黄 (SF6) の3ガスのこと。

***67 工業プロセス**

温室効果ガス排出統計に表れる部門の一つ。例えば、セメントの焼成キルンなどで石灰石を加熱することにより二酸化炭素を排出する生産工程のこと。

***68 非エネルギー利用**

最終エネルギー消費のうち、化学基礎製品や建築材料の原材料など、エネルギー源をエネルギー用途以外に用いる目的で使用したもの。原材料としては石油化学用ナフサ、建築用アスファルト、自動車用潤滑油等が用いられている。

***69 運輸(部門)**

温室効果ガスを排出する部門の一つで、産業・民生などあらゆる主体が行う人・物の輸送に関するものが含まれる。具体的には自動車、鉄道、船舶及び航空を示す。なお、本計画では家庭用自動車からの排出量のみを推計している。

***70 民生業務系(部門)**

二酸化炭素排出統計に用いられる部門の一つ。民生部門のうち産業及び運輸部門に属さない企業・法人などの事業主体のこと。ただし、産業及び運輸部門のオフィス機能(本社・事務所など)の部分を含んでいる。

***71 民生家庭系(部門)**

二酸化炭素排出統計に用いられる部門の一つ。民生部門のうち個人世帯のこと。

***72 産業(部門)**

温室効果ガスを排出する部門の一つであり、第1次産業及び第2次産業が含まれる。具体的には農林水産業、鉱業、建設業及び製造業を示す。オフィス機能（本社・事務所など）の部分は業務部門に含まれる。

***73 軌道**

電車などを通すための道。線路。

***74 フロンガス**

メタン、エタンなどの分子構造で水素が塩素やフッ素と置き換わった化合物の総称。化学的安定性、洗浄力、無毒性に注目され様々な製品に多用されたが、オゾン層破壊力が大きいため1987年に国際的に規制された。

***75 オゾン層**

オゾン濃度が比較的高い成層圏のことをいう。成層圏のオゾンは太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収して、地球上の生態系を保護している。大気中に放出されるフロンなどのオゾン層破壊物質によりオゾン濃度が低下した部分をオゾンホールと呼ぶ。

***76 ダイオキシン類**

ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF)、及びコプラナーポリ塩化ビフェニル (コプラナーPCB) の総称。通常、環境中に極微量に存在する有害な物質。人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることから、平成12年1月「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行され、廃棄物焼却炉などからの排出抑制が行われている。

***77 環境ホルモン(内分泌攪乱物質)**

環境中に存在する化学物質のうち、生体にホルモン様作用をおこしたり、逆にホルモン作用を阻害するもの。

4 高知県環境基本条例(平成8年3月26日条例第4号)

目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 環境基本計画(第9条)

第2節 県が講ずる環境の保全及び創造のための施策等(第10条—第28条)

第3節 地球環境の保全(第29条・第30条)

第3章 国及び他の地方公共団体との協力等(第31条・第32条)

附則

私たちのふるさと高知は、温暖な気候、緑あふれる山々、数多くの清流、黒潮流れる太平洋などの豊かな環境の恵みの中で、先人のたゆまぬ努力と進取の精神により、個性的な伝統や文化をはぐくんできた。

しかしながら、近年の経済効率優先の社会経済活動の進展は、生活の利便性を高める一方、大量生産、大量消費、大量廃棄型社会をもたらし、資源やエネルギーの消費が増大し、微妙な均衡のもとに成り立つ自然の生態系をはじめとする環境に影響が及ぶところとなっている。

さらに、農山村、漁村においては、人口流出による過疎化、高齢化の問題に直面し、特に中山間地域において深刻な後継者不足が生じ、県土の保全や水資源のかん養等に重要な役割を果たしてきた森林をはじめとする特色ある地域環境の保全が困難となってきており、また、ふるさとの活性化を願うがゆえの開発と環境の保全との両立が課題となっている。

もとより、健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受することは、健康で文化的な生活を営む上で現在及び将来の県民の権利であり、私たちは、この環境を将来の世代に継承するため、環境のもたらす恵みを思い、あらゆる活動において良好な環境の保全と創造に努めていかなければならない。

私たちは、今までの経済効率優先を改め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を目指し、健全で恵み豊かな環境を保全するとともに、よりよい環境を築き、高知らしさあふれる県づくりをすべての県民の参加により推進し、将来の世代に引き継いでいくことを決意して、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画

的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の存続の基盤である環境が将来にわたって良好な状態で維持されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに県民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、次に掲げる事項に関し基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- (1) 公害の防止に関すること。
- (2) 自然環境の保全に関すること。
- (3) 野生生物の種の保存及び生態系の多様性の確保に関すること。
- (4) 人と自然との豊かな触れ合いの確保、良好な景観の保存及び形成、歴史的・文化的遺産の保全等に関すること。
- (5) 廃棄物の適正処理並びに廃棄物の減量及び再生利用に関すること。
- (6) 地球環境の保全に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関すること。

(市町村の責務)

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関し、県の施策に準じた施策及び当該市町村の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(県民の責務)

第7条 県民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(高知県環境白書)

第8条 知事は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的な推進に資するとともに、環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにするため、高知県環境白書を定期的に作成し、公表しなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 環境基本計画

(環境基本計画)

第9条 知事は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなけれ

ばならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する基本構想
- (2) 環境の保全及び創造に関する目標
- (3) 環境の保全及び創造に関する施策の方向
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ高知県環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第2節 県が講ずる環境の保全及び創造のための施策等

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 県は、施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図り、環境の保全及び創造について配慮するものとする。

(環境影響評価の推進)

第11条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第12条 県は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 県は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(助成等の措置)

第13条 県は、事業者又は県民が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造に関する適切な措置をとることとなるように誘導するため、必要かつ適正な経済的な助成、技術的な助言等の措置を講ずるように努めるものとする。

(施設の整備等の推進)

第14条 県は、環境の保全及び創造に必要な公共的施設の整備等を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第15条 県は、環境への負荷の低減を図るため、事業者又は県民による資源の循環的な利

用、廃棄物の減量及びエネルギーの有効利用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、環境への負荷の低減を図るため、県の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的な利用、廃棄物の減量、エネルギーの有効利用及び未利用エネルギーの開発利用に努めるものとする。

（都市部と中山間地域との連携の促進等）

第 16 条 県は、人と自然が共生する活力ある中山間地域づくりを推進するため、都市部と中山間地域との連携の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

（森林及び緑地の保全等）

第 17 条 県は、県民が真の豊かさを享受し、人と自然が触れ合う緑豊かな県土の形成を図るため、森林及び緑地の保全、緑化の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

（農村環境の保全等）

第 18 条 県は、農業生産と生活環境がより良く調和した豊かな農村環境を保全し、及び創造するため、農地の有効利用、農村の生活環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（清流の保全）

第 19 条 県は、県内の河川を全国に誇れる貴重な財産として将来に引き継ぎ、清らかな水質、豊かな水量及びこれらにふさわしい生物に恵まれた清流を保全するため、必要な措置を講ずるものとする。

（美しい海及び海岸の保全）

第 20 条 県は、県民の憩いの場であり、沿岸漁業及び観光産業において重要な役割を果たしている美しい海及び海岸を保全するため、必要な措置を講ずるものとする。

（環境美化の促進）

第 21 条 県は、多くの景勝地に恵まれた美しい環境を保全するため、ごみの投棄及び散乱の防止、屋外における廃自動車等の保管方法の規制等について、必要な措置を講ずるものとする。

（良好な景観の形式）

第 22 条 県は、自然に配慮した地域の美観風致の維持、文化財及び歴史的まち並みの保存及び修復、美しいまち並みの維持及び創造、緑豊かなまちづくり等を推進し、良好な景観の形成を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

（環境教育及び環境学習の振興等）

第 23 条 県は、事業者及び県民が環境の保全及び創造に関する理解を深め、自ら環境への負荷の低減に努めるとともに、環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

（民間団体等の自発的な活動の促進）

第 24 条 県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」

に関する活動が促進されるように、技術的な指導又は助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第25条 県は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに民間団体等の自発的な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況、環境保全活動の事例その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適時かつ適切に提供するように努めるものとする。

(調査及び研究の実施等)

第26条 県は、公害の防止、自然環境の保全、地球環境の保全その他の環境の保全に関する事項について、情報の収集に努めるとともに、科学的な調査及び研究の実施並びに技術の開発及びその成果の普及に努めるものとする。

(監視及び測定等)

第27条 県は、環境の状況を的確に把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、大気、水質、土壌等の状況の監視及び測定を行うとともに必要な体制の整備に努めるものとする。

(総合調整等のための体制の整備)

第28条 県は、環境の保全及び創造に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な体制を整備するものとする。

第3節 地球環境の保全

(地球環境の保全に資する行動計画の策定等)

第29条 県は、地球環境の保全が、人類共通の課題であるとともに、県民の現在及び将来にかかわる課題であることを認識し、県、市町村、事業者及び県民がそれぞれの役割に応じて地球環境の保全に資するよう行動するための計画を定め、その普及及び啓発に努めるとともに、これに基づく行動を推進するものとする。

(地球環境の保全に関する国際協力等)

第30条 県は、地球環境の保全のため、大気、河川、海洋、森林等に係る課題に関し地域ごとの取組を推進するとともに、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護、酸性雨対策その他の地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

2 県は、国、他の地方公共団体、民間団体等その他の関係機関と連携し、地球環境の保全に関する調査、研究、情報の提供、技術移転、人材の育成等により、地球環境の保全に関する地域からの国際協力の推進に努めるものとする。

第3章 国及び他の地方公共団体との協力等

(国及び他の地方公共団体との協力等)

第31条 県は、環境の保全を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(市町村への支援)

第32条 県は、市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策を支援するように努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

5 高知県環境審議会委員名簿

平成20年11月1日現在
(◎会長、○副会長)

	石川 慎吾	高知大学理学部 教授
	石川 鶴子	高知県連合婦人会 副会長
	一色 健司	高知女子大学生生活科学部 教授
	岩神 篤彦	物部川21世紀の森と水の会 副代表
○	内田 洋子	くらしを見つめる会 代表
◎	岡村 眞	高知大学理学部 教授
	尾崎 都男	いの町 環境課長
	康 峪梅	高知大学農学部 准教授
	小堀 美雅子	安芸市立土居小学校 校長
	笹岡 りか	
	島内 理恵	高知大学理学部 准教授
	武田 由美	こうち生活協同組合
	長門 研吉	高知工業高等専門学校 機械工学科 准教授
	中西 安男	わんぱーくこうち・アニマルランド 飼育担当係長
	永野 健五郎	社団法人高知県医師会 会長
	永橋 優純	高知工業高等専門学校 機械工学科 教授
	福留 脩文	株式会社西日本科学技術研究所 代表取締役
	細川 公子	高知県自然観察指導員連絡会 世話人
	松本 和子	気候ネットワーク・高知 代表
	松元 忠重	社団法人 高知県猟友会 会長
	水口 俊智	高知市 環境部長
	山崎 慎一	高知工業高等専門学校 建設システム工学科 准教授
	横川 和博	高知大学人文学部 教授
	依光 良三	高知大学農学部 名誉教授
	和田 まゆみ	社団法人高知県薬剤師会 会員